

これからの社協の 取組を考えるために

～ちょっとした工夫・視点を変えるだけで～

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
市町村社協委員会 専門委員会

目 次

はじめに	P1
事例集の活用について	P2
事例	
①『地域懇談会の積み重ねから、新しい住民参加型福祉活動の誕生』	P6
②『一人の困りごとから地域の困りごとの対策を練る』	P7
③『ふくしをもっと“我が事”にするためのアウトリーチと 住民主体の支え合い(課題解決)の仕組みづくり』	P8
④『地区別に開催する福社会議を軸とした新たな取組への発展』	P10
⑤『新たな人材発掘や地域活動へつなげる仕組みづくり』	P12
⑥『在宅福祉サービス事業から課題をつかみ、部門間連携で解決へ』	P14
⑦『個別支援の充実と地域支援を目的にした多機関協働による事例検討会議』	P16
⑧『職員の自主性を尊重した研修の仕組みづくり』	P18
⑨『“朝の子ども食堂プロジェクト”による地域課題解決と地域づくり』	P20
⑩『寄せられた相談は断らない。一緒に悩むことが社協の役割』	P22
⑪『生活福祉資金貸付相談を軸とした“丸ごと”受け止める体制構築への展開』	P24
⑫『社会福祉法人のパートナーシップによる地域生活課題への対応』	P26
⑬『社会福祉法人連携から柔軟な地域支援体制を志向する』	P28
⑭『地域づくりのための活動基盤整備に向けた人材確保』	P30
⑮『市民後見人育成を通じた行政との連携』	P32
⑯『地域福祉計画・地域福祉活動計画策定を通じた行政とのパートナーシップ強化』	P34
「第2次アクションプラン」実践内容と事例集の関連性	P36
参考資料	
市町村社協委員会・専門委員会 委員名簿	P42
市町村社協委員会・専門委員会 検討過程	P43
全社協 地域福祉推進委員会 「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」	P44

はじめに

近年、我が国では、少子高齢・人口減少が進み、かつては家族や親戚、隣近所や知人によって自然に行われていた「支え合い」が減少し、地域の福祉力が脆弱になりつつあります。さらに、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯や、高齢者の孤立死の問題等は、地域住民から気づかれにくく、社会的孤立が深刻化しています。

また、社会保障・社会福祉制度は、その時々ニーズに応じて充実してきましたが、その制度は分野ごとの「縦割り」であることに加え、地域における課題は複雑・多様化しているため、既存の制度では対応することができない「制度の狭間」の問題が増加しています。

このような状況の中、国は今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけ、その実現に向けた改正社会福祉法が平成30年4月に施行されました。このことにより、市町村における包括的な支援体制の整備とそのための地域福祉計画の策定・改定が進められることとなりました。

全社協では、こうした国の動きを受け、「社協・生活支援活動強化方針（アクションプラン）」の見直しを進めるとともに、近年の社会福祉諸制度・施策の動向を踏まえ、既存事業の見直しや新たな取組の考え方、具体的な取組を例示した「第2次アクションプラン」を策定しました。

こうした中、福岡県社協・市町村社協委員会では、「『我が事・丸ごと』の地域共生社会づくり」における社協の取組方策を検討し、今般、「これからの社協の取組を考えるために～ちょっとした工夫・視点を変えるだけで～」(以下、事例集)を作成することといたしました。

事例集では、これまで市町村社協がそれぞれの地域の実情に合わせて取り組んできた事業・活動に工夫を加えたり視点を変えたりすることで、「地域共生社会の実現」につながる取組に発展させることができるのではないか、また、社協職員がどのような意識を持って活動に取り組んでいるのか、ということ「第2次アクションプラン」と関連づけて提示しています。事例集が各社協における活動の“気づき”につながれば幸いに存じます。

各社協のこれまでの地道な地域福祉活動を基盤に、今後も社協が包括的な支援体制における「協働の中核」を担い続け、それぞれが目指す地域づくりを推進されますよう心からお願い申し上げます。

平成31年2月

福岡県社会福祉協議会
市町村社協委員会委員長 川地 東洋男

事例集の活用について

全社協「社協・生活支援活動強化方針」をもとに「地域共生社会の実現」に向けた取組を検討

平成29年に社会福祉法が改正され、各自治体は包括的支援体制の整備など「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めようとしています。市町村社協も自治体との連携を図りながら「地域共生社会の実現」に向けた取組を早急に検討・展開していく必要があります。

その際に指針となるのが、全社協がまとめた「社協・生活支援活動強化方針」（以下、アクションプラン）（下記図）です。

第2次アクションプランでは、今後、各地域で実施・展開される「地域共生社会の実現」に向けた施策との関連性を整理しています。

各市町村社協は、強化方針をもとに、事業・活動を見直し、「地域共生社会の実現」に向けた取組を計画的に展開することが重要です。

社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要

「行動宣言」にもとづく「強化方針」の柱

○あらゆる生活課題への対応

○地域のつながりの再構築

「地域共生社会の実現」に向けた社協実践の着実な推進⇒「包括的な支援体制」における「協働の中核」を担う

地域住民から寄せられる多様な地域生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。
小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、地域の関係機関や団体との連携・協働の取り組みを広げることで、地域のつながりの再構築を図り、地域共生社会の実現に向けた実践をすすめる。

「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動

1.アウトリーチの徹底

- (1)小地域を単位にしたネットワークの構築
- (2)コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成
- (3)新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開

ステップ①↓ステップ②

2.相談・支援体制の強化

（総合相談体制の構築） （生活支援体制づくり）

- (1)相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上
- (2)部門間横断の相談支援体制づくり

ステップ①↓ステップ②

- (1)多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
- (2)在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応
- (3)住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とネットワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施
- (4)既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応

ステップ①↓ステップ②

取り組みにあたっての留意事項

- ◆取り組みの前提として必要になること
- ①社協役職員の共通理解（局内連携体制づくり）
- ②職員育成の体制づくり
- ③活動財源の確保
- ④地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働
- ⑤地域福祉活動計画等の策定・改定

取り組み全体の共通事項

4.行政とのパートナーシップ

- (1)担当部門を越えた行政との連携強化
- (2)行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価
- (3)権利擁護等に関する行政の取り組み強化

ステップ①↓ステップ②

3.地域づくりのための活動基盤整備

- (1)小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備（小学校区程度）
- (2)住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充
- (3)地域づくりに向けた人材確保・育成
- (4)住民参加の促進と連携・協働の体制づくり

ステップ①↓ステップ②

取組を検討するときに必要な視点

市町村社協委員会・専門委員会では、各市町村社協が第2次アクションプランをもとに、「地域共生社会の実現」に向けた取組を検討するときに必要な視点を議論しました。

論点は、以下の4点に集約されます。

1. 第2次アクションプランにおける「『強化方針の柱』の実現のための強化すべき行動」における5つの目標【①アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化(②総合相談体制の構築、③生活支援体制づくり)、④地域づくりのための活動基盤整備、⑤行政とのパートナーシップ】は、これまで各社協が進めてきた既存の取組の「視点を変える、工夫を加える」ことでも実現できる。
2. 個々の事業や活動だけでなく、その基礎になる職員の意識、組織のあり方、ネットワークや協働関係等が重要である。
3. 介護保険による地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、社会福祉法人制度改革、地域における権利擁護体制の構築等、社協活動に影響を与える様々な政策動向があるが、それらを個々に考えるのではなく、地域の実践レベルでどうつないでいくかが重要である。
4. どの地域でもうまくいく唯一の方法や取組はない。他の地域の取組を参考にしつつ、それぞれの地域の実情に合った取組を各地域が主体的に考えていく必要がある。

加えて、各市町村社協に対し、強化方針の「5つの目標」に関し、それぞれの社協の事業計画をベースとして、各社協の事業・活動が「5つの目標」のどこに該当するのかについてアンケート調査を実施しました。

調査結果を踏まえ、専門委員会では、各社協の状況や環境は多様であり、「こうすればよい」という方向性が定まるわけではないこと等を確認し、どのような情報や資料を作成・提供すれば、各市町村社協が「地域共生社会の実現」に向けた取組を検討するのに役に立つのか、議論を深めていきました。

第2次アクションプランでは、どのようなことを行っていくべきかを一般的な表現で示しており、具体的な事例が示されているわけではありません。そこで、「このような事業を通してアウトリーチを行っている」、「このような形で地域へアプローチを行い、関係づくりを行っている」といった具体的な取組を事例集として提示し、それぞれの地域にあった取組を検討する際の参考資料として活用してもらうことを考えました。

したがって、この事例集で掲載している内容を「そのまま取り組んでほしい」ということではなく、各社協の観点から読んでいただき、取組を考える上での視点や気づきを得ていただければと考えています。

本事例集では、取り上げた事例が第2次アクションプランのどの項目に関連するのかを示しており、理解を深めるために活用していただけるのではないかと考えて作成しています。

なお、本書の事例は、福岡県内社協の実際取組をもとに、事例を通して伝えたいことがわかりやすいように、あえて市町村名は記載せず、専門委員会で編集・加工したものを掲載しています。

各市町村社協においては、「地域共生社会の実現」に向けた取組のさらなる推進を目指していただければと思います。

事例集

事例の選定については、アクションプランに基づく各市町村社協への調査結果を踏まえ、専門委員会で協議し、多くの社協で参考としてもらえるのではないかとされる取組を選定しました。

事例の基となる取組について、該当する社協への聞き取り等を行いながら、アクションプランで示された実践内容との関連性を整理しました。

また、本事例集で取り上げている取組は、県内で実践されているごく一部です。

したがって、36～39ページで示している「第2次アクションプラン」実践内容と事例集の関連性は、すべての実践内容が事例と関連づけられているわけではありません。

『地域懇談会の積み重ねから、新しい住民参加型福祉活動の誕生』

キーワード

地域の高齢化 地域懇談会 住民参加型福祉サービス

- A行政区は、戸建てが並ぶ住宅地で、開発から約30年が経過している。
- A行政区の民生委員及び福祉会長、行政区長は「この行政区の10年後は、一気に高齢化率50%になってしまう」という地域住民の高齢化に対する危機感を持っていた。
- そこで、福祉会長から社協に対して「地域住民向けに勉強会を開催したい。内容は高齢化に備えて、何か活動を見出したいので、それにつながるような内容でお願いしたい」と要望があった。
- 社協ワーカーBは、福祉会長等と数回話し合いの場をもち、勉強会ではなく、双方が意見交換しながら一緒に考えていけるよう「地域懇談会」とし、単発での開催ではなく、シリーズで実施を提案。考えを深めていけるようにした。
- Bは、懇談会での意見を受け止め、地域住民に対して、①地域の課題の共有、②先進事例紹介、③地域住民が必要と思う活動の協議、④地域住民が活動できる環境整備、と段階的に住民参加型の福祉サービス（福祉活動）へと発展していくようにした。
- 現在では、社協が側面的支援を行いながら、地域住民が主体となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯に対する移動支援の中で、買物サービスや通院支援へと発展した。
- この手法は、他の行政区にも広がりを見せ、地域の実情に合った住民参加型の福祉活動が立ち上がってきている。

視点や工夫

活動が住民主体のものになるためには、地域住民自らが、①その必要性を感じて、②その活動を組立て、③やり方、を考えなければならない。

地域課題（買物や通院が不便）と地域住民自らが出来る活動（移動支援）を組み合わせ、地域懇談会を積み重ね、具体的な活動をサービスとして構築した。

社協が“お膳立て”活動を提供するのではなく、時間はかかるが地域住民が主体となって考えた活動の方が内容も濃く長続きする、という考えを社協職員がもち、地域懇談会を企画立案することが大切である。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 行政区長等が抱く危機感（情報提供）に対し、それを整理するため、区に出向き、話し合いを重ねた。その結果、地域懇談会の実施へと展開した。この手法は、他の行政区にも広がりを見せ、活動者からの情報が入りやすい仕組みづくりを進めている。

相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）・地域づくりのための活動基盤整備

- 専門職と協働しながら、地域住民自らが、「生活支援体制をつくりたい」と段階的に考えられるよう、地域懇談会を通じて働きかけを行っている。
- 地域課題（買物や通院が不便）と地域住民自らができる活動（移動支援）を組み合わせ、具体的な活動・サービスとして構築し、展開している。

『一人の困りごとから地域の 困りごとの対策を練る』

キーワード

生活課題 既存資源の活用 活動の付加価値

- A行政区の福祉会長Bさんは、サロン活動に参加している際に、サロン参加者から、「最近足腰が弱くなって、ゴミを出すのが難しくなってきた」と相談を受けた。Bさんは、その相談内容を社協に伝えるために来局された。
- Bさんは、「今はその人だけかもしれないが、今後さらにそういった困りごとが増えてきた場合にどう対処すればいいかわからない」と悩んでいた。
- 社協ワーカーCは、Bさんと一緒に検討し、行政区長や民生委員等に相談し、他に困っている方がいるかどうかを確認することを提案。その結果、他にも数名ゴミ出しに困っている高齢者や身体障害の方がいることが判明した。
- 地域の中で、同じ困りごとを抱えている人がいることを知り、Bさんだけでなく、行政区長等もゴミ出しを支援する仕組みづくりをしたいと希望された。
- そこで、すでにゴミ出しを支援する支え合いの仕組みが構築できているD行政区を見学し、A行政区には、どういった仕組みが合うのか等を検討した。
- Cは、地域の資源を可視化し、Bさんとそれらをつなげるための側面的支援を行った。
その結果、地域の育成会やシニアクラブ等の協力を得ることができ、ゴミ出しに困っている人と同じ組の人が、持ち回りで支援する仕組みを確立した。
- また、その活動が地域住民同士の見守り活動にもつながる等、付加価値が生まれた。

視点や工夫

Bさんが、個人の困りごとを我が事として受け止め、社協への相談につながった。
Cはアドバイスするだけでなく、一緒に考えることにより、打開策を練るとともに、今後の関係性も構築することができた。
最初の取り掛かりとして、実例を見学・参考にすることで仕組みづくりのイメージを分かりやすくつかんでもらう。見学される側にとっても、その見せ方を思案することで自分たちの活動を見直し、活動の質を高めるきっかけづくりにすることができるのではないかと考えた。
課題に対して、新たなものを一から作り出すのではなく、既存の地域資源と協働することで、それぞれの負担を分散しつつ、地域力を高めていくことにつながった。
一つの課題に対する仕組みづくりが、別の課題に対してどのように作用するかを視野に入れておくことで、効率的な地域づくりを進めることができると考える。

アクションプランとの関連性

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築 生活支援体制づくり）

- 福祉会長が把握した個別課題が、「地域課題になるかもしれない」という不安を、社協ワーカーは真摯に受け止め、一緒に検討するという柔軟な対応を行い、次の展開につながっている。
- 生活支援体制が構築できているD行政区を参考にし、A行政区の地域資源を可視化し、関係者の協力を得ながら生活支援体制を構築している。

地域づくりのための活動基盤整備

- 地域住民からの相談に対し、一緒に検討し、具体的な提案を行いながら、住民参加による協働の取組につなげている。

『ふくしをもっと“我が事”にするためのアウトリーチと住民主体の支え合い(課題解決)の仕組みづくり』

キーワード

地域福祉活動計画 地域住民の視点 住民講座

- A社協では、地域福祉活動計画を策定するにあたり、単なる「計画づくり」ではなく、真にこの自治体に必要な計画にすること、また、地域生活課題を「想像の課題から現実の課題」として捉えることを目的に、すべての部門が参画するプロジェクトチームを設置した。
- プロジェクトチームにおいて協議を進める中で、まずは地域のことを知るために住民座談会を実施することとなった。
- 社協ワーカーBは、座談会において、最初から課題を聞き出すのではなく、まずは地域住民との信頼関係をつくることから始めた。地域づくりの必要性を丁寧に説明し、理解してもらったうえで今の暮らしを尋ねると、買い物やゴミ出し、隣近所との関係、地域行事等の継続、認知症や生活困窮の気になる人のこと等、地域住民視点での様々な課題が明らかになった。
- また、同じ自治体の中でも地域性があり、これらの課題がどの地域にも共通しているわけではないことにも気付いた。
- 座談会を実施する中で、Bは地域住民の「ふくし」に対するイメージがマイナスであること、社協は「ふくし」を「ふだんのくらしのしあわせ」というフレーズを用いながら啓発しているが、どれだけ伝わっているのか、ということに疑問を感じた。
- 支え合いの仕組みづくりには、本当の意味での「支え合い」（ともに生きる、支え支えられる、助け合える）の理解を広げ、地域住民による主体的な「ふくし」の芽生えが必要であると考えた。
- そこで、まずは「ふくし」を我が事にするための啓発活動（土壌づくり）が必要であると考え、地域住民みんなでその地域での暮らしを考えるための住民講座をモデル的に実施した。
- 地域住民の意見を聞きながらテーマや内容を設定し、参加しやすい時間帯に、誰でも参加しやすい雰囲気をつくる等の工夫や、伝わりやすい方法を考えながら継続して実施することにより、意識が徐々に変化してくるのがわかった。
- その結果、「公民館を人が集まる場所にしたい」という声から、公民館を活用したサロンの立ち上げにつながった。
- 住民講座を受けた地域住民の中には、「もっとみんなで考えたい」という声もあり、「ふくし」が身近なこととして、地域に浸透しつつある。

地域福祉活動計画の策定がきっかけで始めた座談会や住民講座では、社協の本来の姿としての住民（地域）主体をいかに常態的にできるか、また、地域生活課題をどれだけ現実的な問題として捉えることができるのかという視点で取り組んでいる。

住民主体による支え合いの仕組みづくりが制度化された今、地域生活課題を解決していくためには、まずは地域住民とともに今の暮らしやこれからの暮らしを考える過程を大切にすることが、その後の仕組みづくりや活動の広がりには大きな影響を与えている。

一方で、地域生活課題を考える際には、介護や認知症等の“いわゆる多数派”の課題と、その解決に向けた仕組みづくりが取り上げられることがほとんどであり、引きこもりや生活困窮等のパーソナリティや世帯に深く関わる課題となると、なかなか踏み込めず、話題にならないことも多い。

だからこそ、社協は少数派の課題となりがちな当事者支援に取り組む意義がある。当事者や家族の支援を通して、地域住民との協働の仕組みをつくり、当事者・家族も地域住民として、住民主体の支え合い（課題解決）の仕組みの構築を目指していく。

地域住民は、誰もが「自分らしく暮らしていきたい」という思いを持っており、その暮らし方が多様化する地域において、「その人らしい暮らしの幸せ」を、「ともに生きる」という視点で捉えることが、本当の意味での「支え合い」につながると考える。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 地域生活課題を、想像のものから現実のものとして捉え、課題の「見える化」をするために、全行政区での座談会を展開。積極的に地域に出向き、「ふくし」の啓発を行うことにより、様々な地域生活課題が共有され、課題解決のみならず、課題を生み出さない地域づくりにつながっている。
- アウトリーチは「ふくし」の啓発そのものであり、社協が地域住民と顔の見える関係をつくることが、地域住民にとって「ふくし」を身近な「我が事」にすると考え、意識的な地域へのアプローチに取り組んでいる。

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）

- 積極的なアウトリーチにより、社協に持ち込まれた相談やキャッチした地域生活課題は、社協にその解決能力（手段）があるかどうかにかかわらず、とりあえず全て受け止め、解決に向けた次のステップへつなげる意識が備わってきた。
- 課題の掘り起こしを丁寧に行うことにより、複合的な課題を持ったケースが浮き彫りになってきた。在宅福祉、権利擁護、生活困窮等、その課題解決には、行政や関係機関、各担当職員との連携・協働を密にしなければ支援につながらないケースも多いことから、その連携・協働体制が常態化してきている。

相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）・地域づくりのための活動基盤整備

- 住民講座の取組により、地域住民自らが自分たちの住む地域のことを考えるきっかけとなった。また、寄り合うことの楽しさ、人とのつながりの大切さを体感してもらうことができ、住民主体のサロン立ち上げにつながっている。

『地区別で開催する福社会議を軸とした 新たな取組への発展』

キーワード

地区別福社会議 支え合いマップ 「生活を楽しむ」視点

○社協ワーカーAは、老人クラブや民生委員等の、いわゆる「福祉関係者」で開催している会議を実施していたが、地域の困りごとを的確に捉えられていない等の行きづまりを感じていた。

○もっと身近な情報を収集するため、Aは、地区別での福社会議の実施が理想的であると考えた。
そこで、社協全職員で検討をすすめ、社協としての方向性を確認するとともに、地域関係者に対し、地区別福社会議の意義を説明し、同意を得ることができた。

○地区別福社会議では、地域の様々な情報を得たいと考え、「支え合いマップ」を導入した。

○全地区での「支え合いマップ」の作成に取り組む過程で、フォーマルのみならず、インフォーマル等、様々な情報が可視化できたのと同時に、「地域のつながりや自慢、強み」を発掘することができた。

○Aは地区別福社会議を実施する際、時折、「〇〇のことについて話しませんか?」と、提案を投げかけるアプローチを行った。そうすることで、「それならこの地区でもある」といった具合に意見が出やすくなり、話しやすい場づくりが進められた。

○そうしたアプローチから、「ひきこもり」を話題にしたところ、各地区から情報が多く挙がった。

○その情報を元に、地域の思いを受け止め、「ひきこもり相談」を開始。相談員と当事者と対話する中で、社会参加の場を検討し、まずは社協事業を実施する際、ボランティアとして参加してもらう場を設定した。

○地区別福社会議を進める中、地域住民との対話でAは、「『福祉』の切口ばかりで話を進めているのではないか、もっと住民の『生活』の視点を取り入れていいのではないか」と考えるようになった。定期的実施していた「住民講座」において、地域住民への福祉教育を意識しつつ、「生活を楽しむ」という視点から、福祉の意識につなげていけるようなアプローチを行った。

○一例として「織物教室」を実施したところ、そのつながりがきっかけとなり、サロンがなかった地区に初めてのサロンが立ち上がった。

地域における「自慢や強み」探し、「生活を楽しむ」というスタンスでの活動は、地域住民との協働や社協活動に広がりを見せている。

地区別福祉会議を実施する中で、地域住民はさほど生活の中に「福祉」を意識していないのではないかと感じている。意識していることは、暮らしが良くなるために、幸せになるために、つながりをつくるため等ではなかろうか。そこに活動を活性化するためのヒントを探った。

専門職が「福祉」の枠にとらわれ過ぎて、カテゴライズし過ぎているので、今後は、「生活を楽しむ」ところから福祉の意識につなげていくために、“入口”を広く捉えた活動が必要だと思っている。

一方で、「福祉」を強く意識している方もおられるので、そのバランスをどのように保っていくかが今後の課題でもある。

現在、当事者の課題をどれだけ聞いているだろうかと感じている。今後の福祉会議では、地域や世話人と、当事者が実際に抱えている課題とのずれが整理できるよう取組を進めていく。

また、新たなニーズとして、「ひきこもり」の課題も把握できたため、働ける場の検討を進め、生活を支える仕組みの構築を目指していく。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 身近な情報を収集するために、地区別福祉会議を展開。そこに出向き、「提案型」、「生活を楽しむ」といったアプローチから、地域住民同士がつながるきっかけを作り、サロン立ち上げにつながっている。

相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

- 「支え合いマップ」を活用し、可視化された情報をもとに、社協や地域の資源を生かし、新たなニーズへ対応するために地域の生活支援体制づくりを構築している。
- 地区別福祉会議から「ひきこもり」の情報をつかみ、そのニーズを受けとめ、社協組織内で検討を進め、新たなニーズへ対応する仕組みを構築している。

地域づくりのための活動基盤整備

- 福祉教育を意識しつつ、「生活を楽しむ」という視点からアプローチを行い、地域住民が身近な地域で相互に交流し、福祉の意識につなげていけるような場づくりを行っている。
- その結果、サロンが立ち上がり、「自分たちで何かできないか」と思える意識の醸成に成功し、地域住民の福祉活動の拡充につながっている。

『新たな人材発掘や地域活動へ つなげる仕組みづくり』

キーワード

住民ワークショップ ワールドカフェ 新たな担い手の創出

- A社協では、校区社協と協働し、小学校区ごとにひとり暮らし高齢者等の見守り活動を中心とした活動を推進している。
- 地域の福祉課題を把握するため、校区社協のメンバーを中心とし、校区ごとに住民ワークショップを実施してきた。校区により重点課題は異なるが、交通問題や高齢者の生活支援とともに、地域活動の担い手不足が共通する課題となっている。
- 加えて、行政とともに進めている地域福祉計画・地域福祉活動計画一体策定の基礎資料とするために実施した意識調査結果でも、「自治会の必要性は理解しつつも、役員の負担や時間的余裕のない人の増加」等により、積極的に地域活動に参加しない（できない）人が多いことを把握していた。
- そこで、A社協はワークショップにおいて、その共通課題を共有化・見える化するため、「校区別会議」（以下、会議）の実施を提案。さらに校区社協のメンバーに対し、日頃「福祉活動に関わったことがない人で社会貢献をしてみたい」と考えている人の情報を聞き取り、その人たちにも声をかけ、興味のあることや得意なこと等を含めて、話し合いができないだろうかとの協議を進めた。
- 地域活動の担い手不足が共通する課題であったため、すべての校区で開催する了承をもらうことができた。
- 会議を実施すると、初めて参加する人とボランティア活動等に対する明確な目的意識を持った人、行政職員等との意見が交わされ、互いに新たな気づきが生まれる場となった。ある校区では、「貧困世帯の食の問題」や「フードバンク」への関心が話題に挙げられた。
- この会議を受け、A社協は、行政と協働し、「我が事丸ごと研究大会」と銘打って、会議の出席者だけでなく、所属や立場、年齢を超え、市民に幅広く参加を呼びかけ、わがまちの魅力や将来について自由に語り合うことを目的としたワールドカフェ※を開催した。
- 参加者からは共通の関心を持つ人の出会いが生まれ、サロンの開設やフードバンクに関するボランティア団体の立上げ、講座開催に関する相談等が社協に寄せられた。
- 研究大会後、参加者からの活動要望もあり、「フードバンク」の実施を検討。A社協は、フードバンク団体への相談を通し、まずは社協や行政の相談窓口において、生活に困窮している人へ食糧配付を始めようと、地域住民のボランティアグループが発足した。
- 後日、その気づきから開催した「フードバンクボランティア講座」も高い関心を集め、地元の食品関係事業所からの参加もあった。
- 今後、A社協では食糧搬入のための車両の貸出し、行政は福祉センター内に食糧を一時保管するスペースを確保できるよう行政財産の使用を許可する等、活動を側面的に支援していくこととなった。

※ワールドカフェ・・・

「知識や知恵は、機能的な会議室の中で生まれるのではなく、人々がオープンに会話を行い、自由にネットワークを築くことのできる『カフェ』のような空間でこそ創発される」という考えに基づいた話し合いの手法。参加者は4～5人ずつに分かれ、テーブルごとに対話をするといったもので、一定時間が過ぎれば、メンバーを入れ替え、対話することを繰り返し行う。

参考)「WORLD CAFE.NET」HP

近年、地域における福祉課題は複雑化・多様化し、単に活動を実施するだけでは根本的な問題の解決にはならず、地域の特性に応じ関係機関やボランティア等と連携して問題解決に向けた新たな取組、仕組みづくりについて協議を行い、組織化を図ることが必要だと考えている。

住民ワークショップにより、「担い手不足」という共通課題を把握した。それで終わらせるのではなく、解決に向けた展開として会議を開催し、今までかかわりのなかった人へアプローチし参加してもらった結果、様々な情報提供・共有が行われ、新たな担い手の創出や取組にもつながった。

“参加する機会”がないだけで、興味がある人たちもいるので、そこを刺激しつなげることで新たな発展へとつながるのではなかろうか。

また、そのつながりをその場限りで終わらせることなく、継続的に支援する仕組みを行政や関係機関と連携・協働し構築していかなければならない。

広く地域住民に、自分が生活する地域を知ってもらうきっかけづくりとして、開催したワールドカフェでは、高校生の参加もあり、福祉教育の機会にもなっている。

第2回目の研究大会では、初回の参加者から実行委員を募り、ワールドカフェで取り上げられたテーマ等の分科会を設け、事例発表やグループワークを行い、検討を深めている。

今後も、こうした取組を通じて福祉分野だけでなく、異分野の活動をしている人との交流を促進し、地域における横のつながりによるネットワークの構築を目指していく。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 住民ワークショップにおいて、“担い手不足”という校区共通の課題を把握し、それを小地域単位から地域全体で共有する場を設定し、その結果、「フードバンク」の実施へと展開した。その後実施した「フードバンクボランティア講座」に食品関係事業所が参加し、新たな連携先の開拓へつながっている。

相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）・地域づくりのための活動基盤整備

- ワールドカフェでは、所属や立場、年齢を超えて市民に幅広く参加を呼びかけ、わがまちの魅力や将来について自由に語り合う場を作っている。
- 地域住民同士で支え合うことの意義等について働きかけを行い、ボランティアグループの発足につながっている。

行政とのパートナーシップ

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定に向け、調査や計画原案の作成まで、行政との共同作業を行い、地域福祉の推進を進めている。その中で、住民ワークショップやワールドカフェにも行政職員が参加し、ともに考えるプロセスを共有している。

『在宅福祉サービス事業から課題をつかみ、部門間連携で解決へ』

キーワード

在宅福祉サービス事業 部門横断連携 社協職員の共通理解

- A社協では、ホームヘルプサービスや居宅介護支援等の在宅福祉サービス事業を中心とした多様なサービス事業に取り組んでいる。
- サービス課に所属するホームヘルパーは、個別支援で自宅を訪問した際、「サービス利用者の息子が最近ずっと家にいる。働いていないのではないか？」等の気になる状況があり、地域課の職員にその話を伝えることにした。
- それを受けた地域課職員は、まずその事案を地域課内で共有した。サービス利用者の世帯が課題を抱えている可能性があり、社協が実施するサービス等で支援につながる可能性を考え、ホームヘルパーに対し、ケース記録に支援に携わる本人の他、家族に関する気づきを記録していくことを提案した。
- 取組を進めていく中で、このような事案が増えてきたため、サービス課からの気づきを、社協の地域福祉活動へつなげていくことを目的として、地域課とサービス課の「事例検討会」を実施することとした。
- 事例検討会では、部門間で新たな気づきや視点が生まれ、互いの発想力を高めていく取組となり、定例での開催になった。
また、ホームヘルパーが把握した課題を、地域課のみならず関連部門の職員も含めて検討し、利用者・家族の思いを確認した上で、関係機関の支援につなげたケースも出てきている。
- この取組を個別ケースだけでなく、法人全体として、総務・地域・サービス部門が互いの事業を把握し、部門を越えて関わり合える体制を構築するために、管理職を中心とした「部門横断会議」へと発展した。
- 会議を重ねる中で、各部門が輪番でテーマを掲げ、それぞれの部門に意見を求める仕組みができ、課題解決に向けた新たな視点の獲得に結びついている。

社協にとって、地域を支える手段のひとつとして、介護サービス事業職員の存在は大きい。直接、生活の様子を見聞きし、そこから見えてくる家族や地域の課題について、職員間で雑談する中から、そのことを放っておかず、地域課職員と共有する。その気づきを、部門を越えて検討し、事例検討会の構築へつながった。

事例検討会では、互いに今まで気づけなかった視点を得ることができ、社協職員として共通理解を深め、それぞれの役割を発揮することにつながり、個々のキャリア形成にも影響を与えている。また、その取組をそれだけで終わらせることなく、局内連携体制づくりにつなげ、総務・地域・サービス部門を横断した会議へと発展させた。

社協の規模によっては複数部門に分かれていることもある。そこでは、それぞれの管理職の地域福祉に対する考え方が異なることもあるのではないかと考える。考え方が異なれば、職員の戸惑いが出てくることもある。

管理職をはじめ、すべての役職員が同じイメージ（社協の方向性）をもつことは、局内連携体制には欠かせないことであり、組織強化へとつながると考える。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 在宅福祉サービス等の直接ケアを実施する職員が、個別支援を通じ、地域生活課題の把握に向けたアンテナ機能を発揮している。

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築 生活支援体制づくり）

- サービス課からの気づきを、社協の地域福祉活動へつなげていくため、部門を横断した事例検討会を実施している。

『個別支援の充実と地域支援を目的にした 多機関協働による事例検討会議』

キーワード

事例検討会 部門横断連携 地域支援への展開

- A社協では、総務係、地域福祉係、権利擁護係、介護保険サービス係、障害福祉サービス係の5つの係による事業を展開している。
- 各係間の日常的な情報交換や連携はある程度はできていたが、それぞれの係が関わる個別の事例に対し、社協全体として取り組む視点に欠けていた。
そのため、各係のワーカーそれぞれが把握している課題が置き去りにされるケースが目立ってきた。
- そこで新たな取組として、全部の係が参加する「事例検討会議」を実施。それぞれの係のワーカーが関わる事例について、個別支援の充実と地域支援への展開について検討することにした。
- 会議は月1回を定例とし、必要の際はその都度開催することとした。また、より課題を明確に共有するため、輪番で事例発表を行う仕組みを導入した。
- 事例検討会議において、課題で挙げられた「障害福祉サービス利用者の地域交流」では、地域福祉係のワーカーが障害福祉サービス係と連携し、本人と意向を確認しながら、社協事業やサロン活動、他事業所のイベント等に参加する機会を提供する等、活動の展開を見せている。
- こうした取組の中、権利擁護係が地域内の事業所職員から、「地域支援への展開で悩んでいる」との相談を受けたため、早速、その情報を事例検討会議にあげ、検討を行った。
- その結果、相談者である事業所や地域包括支援センター等に参加を呼び掛け、事例検討会議をオープン形式とし、多機関協働の事例検討会議として進めることとした。
- その取組の中、地域包括支援センターのケアマネジャーから提案されたケースでは、「一人暮らしの認知症高齢者が度々徘徊されるので、何か策はないだろうか」というものだった。
- 多職種で意見を交わした結果、「地域での見守りが出来ないか、働きかけてみよう」ということになった。
- 早速、地域福祉係のワーカーがケアマネを交え、地元の小地域福祉活動の世話人に相談したところ、日頃の見守りに加え、徘徊時の対応について協力を得ることができた。
また、本人の趣味であるカラオケに焦点を当て、公民館で開催される「カラオケ同好会」への参加を促す等、継続的にワーカー等が側面的支援を行っている。
- 「事例検討会議」をきっかけに、多職種連携の重要性を再認識し、柔軟な対応から、個別支援の充実と地域支援が展開されている。

地域福祉系のワーカーは、個別支援へのアプローチが日常的に少ない、逆にケアワーカー等は地域支援の取組まで手が回らない等、それぞれに課題は存在する。

両者が当事者の立場に立って「課題共有」を図ることが重要であり、「社協全体として取り組む視点」を持つために係を越えた横断的連携が必要となる。

事例検討会議について、進行方法は、事例提供者がホワイトボードに事例を書き、出された意見を朱書きしている。記録は簡素化し、ホワイトボードを写真に撮ってデータ保存し、各参加者に配布する等出きるだけ効率化を図る等、運営しやすいような工夫を心がけている。今後は職員が誰でも参加しやすいように終業後の開催を検討している。

また、各行政区の小地域福祉活動で行われている会議で出された事例等も検討し、様々な機会を通じて、住民活動の拡充も考えていきたい。

検討事例は一回で終わりではなく、経過報告を含めて継続的に行うこともあり、そうすることで特に具体化までに時間のかかる地域支援の取組を参加者が共有できると考える。

また、他機関や事業所にオープンにすることで、プラットフォーム※としての社協への期待が高まるのではないだろうかと考えている。

※プラットフォーム・・・

「皆が乗る台、舞台」の意味で、さまざまな団体が、その活動理念や特性を持ちながらゆるやかに連携し、より活躍できる舞台をさす。

(和田敏明・山田秀昭編『概説 社会福祉協議会』全国社会福祉協議会、2011年参照)

アクションプランとの関連性

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）

- 各系のワーカーが把握した個別の課題が置き去りにされるケースが目立ってきたことから、社協全体として取組を検討し、全部門参加による「事例検討会議」を実施。個別支援の充実と地域支援への展開を進めている。
- ワーカーが業務の中で、関係機関職員から受けた相談を、社協全体で検討し、事例検討会議をオープン形式で展開。地域包括支援センターや他事業所の参加を呼び掛け、多機関協働の事例検討会議に発展させた。この取組は地域における総合相談体制の構築へとつながる。

相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）・地域づくりのための活動基盤強化

- 事例検討会議であげられた課題について、出された意見を実行に移し、ワーカーが地域資源を模索した。その結果、地域による徘徊時の対応、趣味活動の充実について協力が得られた。その活動が継続できるよう、社協が側面的支援を行いつつ専門職と地域住民の協働による取組を進めている。

『職員の自主性を尊重した 研修の仕組みづくり』

キーワード

職員研修 部門横断連携 モチベーション向上

- A社協では毎月1回、法人全体で職員研修を実施している。法人全体研修会であるため、児童や高齢者のサービス事業部門、総務や地域担当部門等多岐にわたる事業担当職員が参加している。
- しかし、研修テーマによっては自身の事業と関連がないため、参加者の主体性やモチベーションに偏りが見られるようになってきた。
- また、内容についても固定化されてきたことから、各部署から1名ずつ職員を選出し、研修のあり方について検討を行うこととなった。
- 福祉改革の基本理念として方向性が示されている「地域共生社会の実現」を含む、今後の地域福祉のあり方を考えた時に、
 - ① 今後の組織運営について、すべての職員の共通理解をすすめる
 - ② 部門を横断した組織内連携体制づくり
 - ③ 職員一人ひとりが求められる役割を発揮できるためのスキルアップをコンセプトとして掲げ、研修の仕組みを構築することとなった。
- A社協の事業計画は地域福祉活動計画と関連付けているため、法人全体研修では、事業計画への理解を軸として、その他法人全体にかかわる内容（人権同和、救急救命、災害ボランティア等）を実施することとした。
- さらに、専門性を高めていくため、各部門ごとでは2ヶ月に1回、自主研修を実施し、各職員が今課題と思うことや今後必要と思われること等を提案し、職員で研修を作り上げていく仕組みとした。相談部門では、制度動向に加え、事例検討や相談援助技術など担当ごとに必要な知識やスキルを身に付けるための研修が実施された。
- この研修は部門ごとに日程が異なるため、他の部門からも自由に参加できるようになっており、相互に学び合う仕組みが可能となっている。
- その積み重ねから、参加職員の提案により、部門を超えた事例検討会が毎月実施されるようになった。
- 事例検討会では、相談部門が対応している困難ケースを取り上げる等、組織全体で課題を受け止め、解決していく体制づくりが進められている。

視点や工夫

社協事業が多岐にわたる中、各事業部門の職員が他部門の業務を理解する場を設定することが難しくなっている。しかし、今後の地域づくりの動向を考えた時に、地域も社協も“人”を育成していかなければならない。

多くの社協には中心的存在の職員がいると思うが、その職員がいなくなった場合、事業等が進まなくなることが無いよう、社協の各部門で一定のレベルを保っていくような仕組みが必要だと考える。

職員がテーマを考え、提案しながら研修を組み立てていくことにより、職員の自発性や問題意識が生まれ、モチベーションの向上にもつながっている。

また、それぞれの部門から参加するため、職員間の関係性が構築でき、それぞれが「この課題と結び付けられる事業や取組があるのでは」という目線で検討するため、個別レベルと地域レベルの検討、事業における連携・協働まで発展させることができている。

アクションプランとの関連性

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）

- 今後の地域福祉のあり方を考え、研修会の仕組みを工夫し、職員は提案しながらテーマを設定し、自主性を高めていった。その結果、部門を越えた事例検討会の実施につながり、部門を横断した組織内連携体制づくりが進められている。
- 事例検討会では、困難ケースを取り上げる等、組織全体で課題を受け止め、組織内の“我が事”の体制を構築し、支援の検討が進められている。

『“朝の子ども食堂プロジェクトによる” 地域課題解決と地域づくり』

キーワード

地域生活課題 朝の子ども食堂プロジェクト 地域づくり

- 社協ワーカーAは、ある中学校区担当として地域課題の解決や地域づくりを任されていた。
- 校区ごとの会議において、Aが担当する校区内で課題を抱えている地域を取り上げ、保健福祉関係者の協力を得て、世帯構成やサービス利用等の情報を世帯ごとに落とし込み、診断を行ったところ、介護問題や生活困窮世帯の実態等が浮き彫りになった。
- そのことから、子どもの生活状況、特に生活習慣の乱れや非行、不登校についても不安感を抱き、今後この地域への支援についてどのように進めていくべきかを悩んでいた。
- その折、その校区を担当するスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）が、「この地域の子どもの不登校が極めて多く、学校内のみでの対応が難しい。地域の力で何とかできないだろうか」と、Aに相談を持ち掛けた。
- Aもその状況に問題意識を抱えていたため、解決の糸口について、まずは社協内（事務局長、担当係等）で情報を整理し、検討を行った。
その後、対応策について、学校関係者や関係機関等と協議の場をもつこととなった。
- 協議を重ねる中、その地域における不登校児の多くが、原因がいじめ等ではなく、家庭の生活環境の問題であることが多数を占めていることが明らかになった。
- 不登校解決に向けた取組として、様々な支援策が考えられる中、「朝の子ども食堂」（以下、食堂）の実施が提案された。目的として、孤食を防ぐとともに朝食を食べない習慣の改善を行うことにより、不登校への対応のきっかけづくりにつなげることや、「子どもへの支援」を軸として、世帯を含めた支援の仕組みへと展開していく等が挙げられた。
- この地域は行政区がなく、子ども会活動や公民館活動もなく、以前から支援策を思案していたこともあり、現在、食堂の実施をきっかけに、地域づくりへと展開する計画がスタートした。
- まずは、関係機関によるプロジェクト会議と、実際の取組を検討する事務局会議が設置され、動きは始めている。
- また、食堂を実施した際、不登校の子どもたちが参加するためには、いきなり呼びかけても参加してもらえない可能性があるため、冬休みや春休みに子どもを主体とした地域イベントを行う等の事前の“仕掛け”の検討が進められている。

Aが担当する地域の「不登校」が明らかになった。その糸口は世帯調査とSSWからの相談である。そのことが地域介入の契機となった。

地域生活課題を把握するには、その手段・方法、関係機関連携を日頃から意識しておくことが大切である。

地域住民が自分の地域を中から変えていくことが理想であるが、今回のように行政区がなく、地域づくりの活動基盤がない地域においては、何を切り口として、地域づくりを進めていくのか考えなければならない。

この地域では、まずは「不登校の児童をなくす」ために子どもへの支援を軸とし、地域づくりへと発展させることがねらいである。

地域づくりにおいて、課題解決の取組の多くは、高齢者の見守りや障害者等の要支援者を中心にした取組になりがちである。その場合、どうしても若い世代の協力が得られにくいと感じている。

子どもの支援を地域づくりの中心に据えることにより、全世代の支援や協力が得られやすく、また関係機関も将来を担う子どもへの支援は受け入れやすいのではないか。

不登校への介入、孤食を防ぐ、食育、福祉教育、仲間づくり、地域活性化と地域づくり、関係機関との連携・協働、他の地域への影響等、「子ども食堂」ひとつで様々な展開と成果が期待できると考える。

地域生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施というこれまで社協が取り組んできた本来の役割を再確認するとともに、「朝の子ども食堂」の展開は、子どもの将来に関わる生活支援として意義深いものだと感じている。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 地域生活課題の発見や問題解決を意識しながら業務を行うことで、日頃からの関係機関連携を意識し、SSWからの相談につながった。「こどもの不登校」という地域生活課題の発見につながり、その解決に向けた支援ネットワークづくりを進めている。
- 校区担当を配置し、その校区の地域課題の解決や地域づくりを進めている。

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築 生活支援体制づくり）

- SSWからの相談を受け止め、地域の力で解決できるよう、社協内部のみならず、学校関係者や関係機関等と問題意識を共有する場を作り、地域の相談支援体制づくりを進めている。
- 深刻な地域生活課題の解決に向け、地域ニーズに対応する新たな生活支援サービスとして、「朝の子ども食堂」の実施を進めている。

地域づくりのための活動基盤整備

- 行政区のない地域において、活動基盤がない場合、今回のような「不登校」という地域生活課題への解決に向けた取組を地域住民と関係者間の協働で進め、側面的支援を行いつつ、地域福祉推進基礎組織の設置へ向けて展開していく。

『寄せられた相談は断らない。 一緒に悩むことが社協の役割』

キーワード

生活困窮者自立支援事業 アウトリーチ 権利擁護支援

- Aさん(男性、80歳代)は、Bさん(女性、80歳代)と20代の頃結婚し、一男一女をもうけた。子どもたちは二人とも結婚するが、後に離婚した。その後、二人とも早期に亡くなり、それぞれの子ども(AとBの孫にあたる)であるCとDを引き取り、成人まで育て上げた。
- Aさんは極度の難聴があり、また、BさんにはステージⅣの癌が見つかったことから、市外で生活保護を受給し、一人暮らしをしていた孫のCを呼び寄せ、一緒に暮らすこととした。
- Cに通院の送迎や身の回りの世話を頼むとともに、年金手帳や印鑑等を預け、金銭の管理一切を任せていた。ところが、年金が振り込まれた日、Cはその全額をもって行方をくらました。
- Aさんは、10,000円程度しか所持金がなく、次の年金支給日までの生活が成り立たないため、途方に暮れて社協(自立相談支援窓口)に相談に訪れた。
- Aさんの年金額は、生活保護基準額を大幅に超えていることと、緊急小口資金の貸付には、被害届が必要であるが、身内の犯行故に被害届の対象とならないことが判明した。
- 社協相談員Eは、解決策が見当たらず、思い悩み、主任相談員に相談することとした。
- Eは主任相談員からのアドバイスを受け、まず考えられる資源と課題を洗い出した。
- ① フードバンク …… その場はしのぐことができるが、次回年金の支給までは継続はできない
 - ② 緊急小口資金 …… 被害届がでない
 - ③ 親族 …… 当面の生活費を借りることを相談できないか
- その後、Eは訪問し、詳しい話を聞く中で、知人や親族からの借金や、Cの携帯代等の滞納があることも判明。さらに、Cに任せた時期から光熱水費も支払われていないことが分かり、今後、年金の管理をどうするかという、新たな課題も浮かび上がった。
- まずは、一つひとつ解決するしかない判断したEは、数週間分の食料等を届け、親族からの金銭工面の返事を待つことにした。
- ようやく親族からの返答があり、「これまでの借金の未払い分があり、今回の相談には応じられない」ということであったが、Eは「今後は社協が関わり、必ず返済していく」等を説明し、何とか10万円を借りることができた。
- 次に、県社協へ緊急小口資金の相談を再度行い、刑法による「親族相盗例」のため、被害届が出にくい旨の状況を理解してもらった。その上で、申請を行い、貸付に至ることができ、10万円が送金されることとなった。
- これで、次回年金支給日までの生活を送る目途は立ったが、滞納分や親族への返済を行っていくためには、家計の見直しと金銭管理が不可欠であった。
- 県の日常生活自立支援事業の利用では対象が限定されるため、社協の独自事業による金銭管理をすすめた。そのことによって、滞納分や借金の返済等を計画的に行っている。
- その結果、少しずつだが、家計に余裕もでき、貯金に回すことが可能となっており、Bさんの治療や今後の生活についても、前向きな気持ちがうかがえるようになった。

地域住民等から受けた相談のすべてが解決に結びつくものではないが、まずは断らずに「一緒に考える」という姿勢が社協ワーカーにとって必要ではないか。Eは、Aさんの相談を「策なし」と断ることなく、一緒に悩むことがソーシャルワーカーとして大切なことだったと実感した。

一緒に考えてくれる人の存在は、生活課題を抱えている人にとってかけがえのないものである。

社協では「制度の狭間を埋める」と言いながらも、例えば、「日常生活自立支援事業に利用対象がある」ことによって、こぼれる人を作っている事実がある。そのため、独自事業を起こして対応している社協も少なくない。社協が制度の狭間を作らないためには、「対象者を選別しない」ことが大切である。

社協が対応する「対象者を選別する」ところから狭間は生まれており、「すべての地域住民が対象者」ということが、社協活動の原点ではないだろうか。

ワーカーは、「寄せられた相談は断らない。相談者と一緒に悩むことも支援の一つ。解決の道は必ずある。」を常に意識するように心がけている。また、一人で抱え込まず、同僚や上司に気軽に相談し、助言ができる職場づくりも重要である。人に話すことで課題が整理されることも少なくない。

同僚が少ない社協は多いので、それならば、他市町村社協の職員と関係性、ネットワークを構築することも大切な観点である。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 相談を受け、訪問することにより、本人が思いを打ち明けやすい状況を作り、相談段階で気づけなかった新たな課題を把握し、解決に向けた支援を展開している。

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築 生活支援体制づくり）

- 地域住民からの困難な相談に対して、断らず受け止め、職員間で連携することで柔軟な対応を行っている。
- 課題解決に向けて、社協特有の機能（コミュニティソーシャルワーカー）、特性を生かした展開を行っている。
- 生活困窮者自立支援制度の事業を受託し、緊急的な食糧支援等を実施。あらゆる生活困窮者に対し総合相談を通じ、地域生活課題の解決を推進している。

『生活福祉資金貸付相談を軸とした “丸ごと” 受け止める体制構築への展開』

キーワード

生活福祉資金貸付相談 アウトリーチ 専門職連携

- 地域のスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）は、A（中学3年生）から高校進学相談を受けた。Aは、70代の祖母と2人暮らしであり、経済的理由から進学費用が工面できない状況であったため、Aの進学への思いを確認した上で、SSWは日頃から連携をしている社協ワーカーBに、資金貸付の相談を持ちかけた。
- 祖母が制度利用を拒んでいたこともあり、これでは時間だけが過ぎてしまうので、BはSSWとともに自宅を訪問し話をうかがった。
- 初回の訪問で、家の中は片づけができておらず、ごみが散乱し、電子レンジの中に書類が入っていたり、風呂場に洗濯物が山積みになっていたり、生活の混乱ぶりが想像できた。
話を進めると、祖母は経済的理由により、Aが私立高校に行くことに否定的であった。また、会話の中から食事がまともにとれていないのではないかと推察された。
- 次の訪問はAの担任も同行し、Aの進学への思いの確認や、学費は生活福祉資金で対応できること等を祖母に伝えた。
食事が気がかりであったため、フードバンクから食材を届け、話しやすい状況を作りながら、貸付けを行うことで話を進めていった。
- Bは訪問を重ね、Aの高校進学は実現したが、依然として、生活環境の改善の課題は残された。
- この事案のみならず、子どもがいる家庭を含め、複合的課題を抱えたケースが増加している背景もあったため、社協内部で協議し、今後のことも考え、より多くの関係者と連携・協働する必要があると判断した。
- そこで、福祉事務所や民生委員、SSW、地域包括支援センターのSW、地域の子ども支援を行うボランティア団体等に話題提供し、支援を広げることを提案し、子どもは自己責任が問われにくい存在であることから、合意を得ることができた。
- 祖母は、生活保護の申請を拒否していたが、祖母自身も体調を崩したことから、受診の必要性が生じたことを契機に、保護課のケースワーカーの対応により、保護受給へ繋ぐことができた。
- ボランティア団体は、社協と協力し、「子ども食堂」を立ち上げることとなり、Aも参加する等、支援の広がりを見せていった。
- 生活福祉資金貸付相談から見えてくる、子育て世帯や複合的課題を抱えている世帯の継続的支援を行っていくためには、多職種・多分野連携の重要性を強く感じた。
- そのことから、日頃から連携のあったBとSSW、地域包括支援センターのSWで、情報共有や内部連携の仕組みを構築するための検討を重ね、行政が、定期的に行っている職員研修会に、「内部連携の効果と必要性をテーマとした講義・演習を提案し、組み込んでもらうこととなった。

生活福祉資金貸付相談において、子育て家庭や複合的課題を抱える方々からの相談が増えている。現に何度も貸付相談に来られる方も多く、窓口対応のみで、お金を貸すだけでは家庭の問題は解決しないし、本人に任せていたら支援機関にはつながらない。

窓口で話を聞くだけではアセスメントは不十分であり、課題発生 の要因はつかめず、解決には至らない。だからこそアウトリーチが必要である。

社協は課題を受け止めるが、支援を必要とする方に寄り添っていくためには役割分担が必要である。

支援機関につながれば多職種・多機関で関わっていくので、それぞれの負担は軽減される。社協は情報の“交通整理”をしっかりと行うことが重要ではなかろうか。

課題を抱えた人や、当該世帯の本質的な課題解決には、ひとつの事業や活動だけでは困難である。様々な取組を組み合わせなければならない。既存事業に付加価値を付け、工夫を加えて展開していく必要があると考える。

「地域共生社会の実現」に向けては、これまで以上に行政と地域住民の協働、行政内部の横断的連携、関係機関の連携・協働が重要になることから、ソーシャルワーカー等の専門職が、研修会等を活用しながら積極的に“丸ごと受け止める仕組み”を提案し、その理解を深めていく必要がある。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 通常であれば、窓口相談から話を進めていくが、日頃からの専門職との情報共有・連携により、本人ではないところから、ニーズをつかみ、アウトリーチを実施している。制度の狭間や支援につながりにくい生活課題について、地域からの情報提供が行われる仕組みの構築が進められている。

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）

- SSWが把握した地域生活課題を社協につなぎ、協働して支援する体制を構築している。
- 継続的な支援について、社協のみで行うのではなく、役割分担を行い、多職種に関わってもらいながら総合的支援を進めている。

地域づくりのための活動基盤整備

- 支援への住民参加を意識し、ボランティア団体等へ話題提供することにより、「自分たちで何かできないか」と思える意識の醸成に成功し、「子ども食堂」が立ち上がった。住民の助け合いが継続できるよう側面的支援を行っている。

行政とのパートナーシップ

- 行政との連携のもと、地域包括支援体制の構築に向けた動きがスタートしており、定期的に話し合う場を設け、“丸ごと”受け止める仕組みづくりを進めている。

『社会福祉法人のパートナーシップによる 地域生活課題への対応』

キーワード

社会福祉法人連携 活動財源の確保 総合相談体制整備

- A社協は、人材や財源等社協を主体とした地域づくりに困難さを感じ始めていた。
- その折、社会福祉法改正（以下、法改正）が囁かれ、様々な社会状況から社会福祉法人の地域における公益的な取組の責務が重要視されるようになってきた。
- 地域福祉の推進において、地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を関係機関との連携により展開していくことが、法改正において明確化されることを受け、これを機に社会福祉法人連携による地域生活課題への対応の幅が広がるのではと考えた。
- 社会福祉法人に対しては、地域貢献の意義について説明するとともに、法改正における定款変更や評議員選任解任委員会の設置等多数の手続きが必要となるため、その情報提供を積極的に行った。その結果、社会福祉法人連絡会（以下、連絡会）をスムーズに立ち上げることができた。
- 連絡会では、まず、地域生活課題を把握するために、地域協議会と思われる組織において、支援ニーズのある地域課題の意見を聞くための意見聴取会を開催した。
- その意見をもとに、連絡会会員のグループワークを行い、重要性・緊急性・取組の可能性等を考慮し、事業実施に向けた検討を行った。
- 制度の狭間の問題、災害時支援、福祉施設の人材確保、地域共生社会の実現等を意識し、各法人がどの程度取組が可能なのかについてアンケート調査を実施した。
- 調査結果を受け、対応可能な法人を中心に、それぞれの事業に対して振り分け、それぞれの施設の専門職で構成したワーキングチーム（以下、WT）を設置し、具体的内容はWTで検討することとした。
- WTの意見は、全体会で検討し、連絡会で対応すべき地域生活課題を見極めている。その取組として、災害時における要援護者等への支援については、行政と連絡会で「災害時支援協定」を締結。また、地域における要支援者等を地域でサポートする人材育成（研修会の実施）等、地域の福祉力を高める取組を進めている。
- 連絡会の活動財源確保については、「赤い羽根共同募金自販機」設置による共同募金配分金の活用を提案。会員法人に自販機設置の協力要請をすることで、それぞれの法人会費の負担軽減を図りつつ、公益活動の広報的効果も生み、会員法人の関係民間企業が自販機を設置する等広がりを見せている。
- また、管内に点在する会員法人の施設・事業所に相談窓口を設置することで、法人連携による地域生活課題の把握・対応を可能とし、独自のホームページを立ち上げたことにより、取組や新たな情報を地域へ発信し、どのような地域住民からも相談が受けられるよう体制整備が進められている。

社協が地域づくりや地域生活課題への対応を進めるためには、他の社会資源との連携・協働が求められる。特に専門職集団である社会福祉法人との連携は、今まで社協だけではマンパワー不足で対応できなかったことに取り組むことが可能となる。法人連携を一業務と捉え、業務が増えると考えるのは実にもったいないと考える。

但し、法人間の温度差もあるため、「無理なくできる」をコンセプトに進めていくことが重要である。

継続していくためには、飽きない工夫が必要で、新しい情報を提供していくことが継続の決め手となる。

社会福祉法人全体で取り組むスケールメリットと、それぞれの法人におけるメリットが共存したときに、まとまりのある取組が可能となる。

さらに、その取組が地域住民にしっかりと受け止められるような地域発信を心掛けていくことが、会員の取組のモチベーションとなってくる。

今、社会福祉法人は地域に目を向けている。その目をつなぐ役割を社協が担うことは大きな信頼を生み、地域福祉活動へと発展させることは、地域住民にとっての利益へとつながることを忘れてはならない。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 法人連携では、社協職員のみならず、各施設の社会福祉士等の専門的スキルを有した職員との協働により、地域生活課題の把握に努めている。

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築 生活支援体制づくり）

- 管内に点在する連絡会会員法人施設・事業所に相談窓口を設置し、地域住民からの相談があった場合、一次相談窓口としての機能を持ち、法人連携による相談・支援体制の強化を図っている。
- 地域生活課題の把握と、その対応に向け、法人連携を構築し地域支援を展開している。

地域づくりのための生活基盤整備

- 地域共生社会の実現を意識し、法人連携による地域づくりのための人材確保や、地域づくりに資する地域住民の人材育成を行い、地域づくりを進めるための人材活用を主体とした基盤整備が進められている。

行政とのパートナーシップ

- 法人連携において、当初から行政の理解と相互協力体制を念頭に構築を進め、行政と連絡会との災害時要支援者等支援協定を締結する等、活動の理解と協力が得られている。

『社会福祉法人連携から 柔軟な地域支援体制を志向する』

キーワード

社会福祉法人連携 協議体づくりの発想 接点づくり

- 社協ワーカーAが参加した地域の多職種連携会議で、母親と児童の2人世帯のケースが取り上げられた。母親は精神障害、児童は不登校という状況であり、その支援に関して、母親と児童、別々に話し合いが行われ、世帯の支援について踏み込んだ協議はなされなかった。
- それを受け、Aは「世帯丸ごと支援する場」「分野横断的に話し合う仕組み」の必要性を、上司・部下含めた全職員で検討し、その後、行政と話し合う場を持つこととなった。
- 行政との話し合いでは、「行政で対応することは難しい」と回答されたため、柔軟に対応できる仕組みづくりに向け、検討する必要性を実感した。
- 介護保険制度改正や社会福祉法人制度改革等の制度動向もあり、「分野横断的に話し合う仕組みづくり」等について、社会福祉法人連携で何かできることがあるのではと考えた。
- まず、社会福祉法人を訪ね、制度動向のみならず、地域生活課題のことや、多機関連携等について説明・話題提供し、「社会福祉法人連絡会（以下、連絡会）の立ち上げを進めた。
- 連絡会の機能として、地域貢献はもちろんのこと、「制度の狭間の問題への対応」や「社会資源の開発」等を盛り込みつつ、将来的には行政や医療機関、企業、住民等も参画し、生活支援体制整備事業における「協議体」機能へと発展させることを想定した。社会福祉法人に対し、しっかりと説明を行い、同意を得ることができ、連絡会設立が実現した。
- 法人連携を広げていくきっかけとして、社協が地域住民へのヒアリングで把握していた移動困難ニーズを連絡会に話題提供し、検討を重ねた結果、施設の車両貸出へとつながった。
- 車両利用の受付・調整は社協が行い、地域住民が地域活動等を行う際に使用できるよう柔軟な仕組みを構築。このことにより、社会福祉法人と地域住民の接点が増えてきた。
- ある日、車両貸出のためにこれまで、数回連絡を取り合っていた地域住民から、「見守り活動中に対象者の体調不良が生じた」と、Aに連絡が入った。「救急車を呼ぶ必要があるかの判断ができない」とのことだったので、Aは連絡会参加法人に連絡を取り、看護師の派遣を依頼。即座に了承がもらえたので、現地にきてもらい様子を見てもらった。
- 看護師は、病状や病歴等確認し、救急車を呼ぶべきと判断し、そのまま入院することとなった。
- 社会福祉法人と地域住民との接点は少なかったが、地域に対する車両貸出やこの事案を機に、「施設職員と一緒に何かできることがあるのではないか」、「社会福祉法人のことをもっと知りたいから意見交換できる場を作ってほしい」等、地域住民の意識に変化が現れている。

分野ごとに対応しては解決できない「複合的課題」を抱えた世帯の支援では、世帯全体を支えるための体制が必要となる。「世帯丸ごと支援する場」、「分野横断的に話し合う仕組み」は、決して新しく作り出す必要はなく、既存の仕組みを活かし、工夫を加えることで構築できる可能性がある。

生活支援体制整備事業における「協議体」についても、高齢者支援という“枠”にとらわれず、社会福祉法人と地域住民との接点をつくることで、地域住民の気づき、施設の専門性、社協の柔軟性等で多彩な展開が生まれるのではないかと。

前出の「施設の看護師を地域に派遣した事例」を知った地域の小学生が、「僕らでも何かできることがないか」と社協職員に尋ねてきた。この“意識の芽”を社協がどのように成長させていくか。次の展開へのヒントが含まれていると感じているので、丁寧に検討を進めている。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 地域住民から連絡を受けた際には、すぐさま職員が現場に駆け付けるよう、事務局内での体制づくりを行っている。
- 地域ニーズの把握に向け、まずは社会福祉法人連携を進め、将来的には医療機関や企業等との連携の可能性を探っている。
- 各職員が参加する会議等の内容から、生活課題の発見と問題解決を意識し、支援策を模索している。
- 社会福祉法人連携から、専門的なスキルを持つ有資格者の活用を進めている。

相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

- 社会福祉法人・施設との協働により地域における「移動困難ニーズ」を共有し、公益的な取組を展開している。
- 社会福祉法人と地域住民との接点から、地域住民と協働した支援のネットワークづくりを進めている。

地域づくりのための活動基盤整備

- 今回の取組を通じて、「一緒にできること」、「社会福祉法人と意見交換の場を作ってほしい」等、住民の意識に変化が現れている。
- また、小学生にも気づきが生まれているので、「自分たちのまちを考える」場づくりへの展開を探っている。

『地域づくりのための活動基盤整備に向けた人材確保』

キーワード

社協運営（ミッション） 内部登用制度 社会福祉充実残額

- A社協は、非常勤も含め、50人以上の職員がいるものの、その大半が事業関係職員^{※1}であり、地域福祉事業^{※2}に関わる職員は、局長を含め3人（事務局長・地域担当職員・事務職員）という小さな社協の典型的な形態である。
- 「財政的に自立した社協を目指す」という方針を掲げ、運営費確保のため、委託事業を増やすとともに、介護事業等に労力を注いだが、その結果、社協に期待していた地域住民から「寝たきり社協」と揶揄されることもあった。
- 地域福祉を推進すべく、地域福祉事業にかかる職員の増員もしくは、事業整理を検討したが、行政との関係や将来的な財政的問題により、どちらも取り入れることができなかった。このことは、長らく職員のジレンマとなっていた。
- A社協は、社協のミッションである地域福祉の推進、将来的な人材確保の名目で、行政と交渉し、①自己資金で対応すること、②雇用形態は嘱託職員（1年契約）の条件で、人員増の承諾をもらうことができた。
- しかし、1年契約では、その職員の力を引き出せず、雇用の条件面で転職するといった状況等もあり、欠員状態が続いた。
- そのような中、行政から「生活支援体制整備事業」の受託、生活支援コーディネーター配置の打診があった。この事業を受託することにより、再度、社協のミッションを見つめ直し、地域活動の活性化につながると考え合意し、生活支援コーディネーターB（3年契約：単年度3回契約）を採用した。
- 一方、嘱託職員については欠員が続いていたため、その解決策として、内部登用制度の導入を検討し、人材確保を目指すこととした。内部登用制度を実施している社協は、県内にも事例が少ないことから導入は難航したが、地域福祉の推進、将来的な人材確保について理事会で検討し、承認を得ることができ、長らく欠員状態だった嘱託職員Cの採用に結びついた。
- その後、Bが退職。Bの後任として、内部登用制度を用い、嘱託職員として社協経験を積んでいたCを正規職員として登用することを検討した。
- Cの職員登用については、財政的な理由によりに難航したが、社会福祉法改正に伴い発生した社会福祉充実残額を活用することで、組織の合意を得ることができた。
- 現在、Cは、生活支援コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）として、地域への訪問を精力的に行うとともに、生活支援体制整備事業における協議体の組織化のため、関係機関との協議を進めている。
- 地域福祉事業の体制が整備されることにより、前にも増して活動が活発になり、地域や地域住民に社協をアピールする機会が増え、「地域づくりのための活動基盤整備」の入口に立てたと言える。

※1)事業関係職員・・・

介護事業、障害者事業等に従事する職員

※2)地域福祉事業・・・

小地域福祉活動、ボランティア活動推進、生活支援体制整備事業等

社協として、小地域福祉活動を地道に推進してきたが、委託事業等の多さから、仕事がルーチン化してしまい、地域住民等の期待に応えることができていないと感じていた。

その折に、社会福祉法人制度改革で、社会福祉充実残額が発生した。そのため、行政から補助金削減の話もあったが、社協職員の人材確保を地域福祉推進のための先行投資と捉え、行政に対して丁寧に説明を行った。

これにより、職員を確保することができ、ピンチをチャンスに変えることに成功した。

生活支援コーディネーターの配置についても、社協のミッションを見つめ直し、社協の今後のあり方を考える機会となった。

内部登用制度の施行により、即戦力となり得る人材を確保することができ、正規職員登用となった職員のモチベーションアップにもつながっている。

組織にはミッションがあり、ミッション達成のために事業を展開する。その事業展開のために組織を作り、状況に応じて組織を改変していく。今は、地域福祉を巡る情勢が大きく変化している。その変化に対応するため、先を見越したマネジメントの視点を持ち、組織づくりを展開する必要がある。

アクションプランとの関連性

アウトリーチの徹底

- 社会福祉充実残額の活用、内部登用制度の導入により、嘱託職員として社協を支えてきた職員を、正規職員として採用した。コミュニティソーシャルワーカーとして個別支援と地域支援を担う人材として育成を進めている。

行政とのパートナーシップ

- 近年の制度動向をチャンスと捉え、社協のミッションや地域福祉の今後のあり方を行政と協議した結果、生活支援コーディネーターの配置につながった。
互いに顔の見える関係をより強いものとし、社協への理解を得る働きかけを行っている。

『市民後見人育成を通した行政との連携』

キーワード

日常生活自立支援事業 市民後見人養成 行政とのパートナーシップ

- A社協では日常生活自立支援事業の独自事業を行っており、また、新規事業として法人後見事業実施に向けての検討を進めている。
- 上記事業を行っているためか、行政から「介護保険事業計画の中に“市民後見人の養成”を示しているので、社協にその事業を行ってもらいたい」と相談があった。
- 社協としては、単にその事業を引き受けるだけでなく、行政計画の中で示している事業であれば、行政の責任として事業を立案し、その推進役として社協が担っていく方向性を模索した。
- 行政との協議では、補助や受託に関わることについては、行政の担当課は部局（財政担当等）をこえて事業説明を行う必要があるため、社協としても担当者レベル、管理職レベルの協議をしっかりと行い、合意形成しながら進めた。
- 行政と協議を重ねた結果、行政機関の第三者委員会である「市民後見推進検討委員会（仮称）」を立ち上げることとなり、社協職員も委員として参画した。
- その中で、市民後見の推進に関する行政の責任を明らかにすると同時に、社協に委託するための理由や、社協が果たす役割等を検討し、加えて、「市民後見推進検討委員会（仮称）」からの意見を受けて、社協は市民後見推進事業を受託することとなった。
- 市民後見人養成研修の実施の他に、社協の機関として第三者委員会である「権利擁護推進委員会（仮称）」を立ち上げ、今後の権利擁護体制整備を含め、「地域における権利擁護のあり方」について、行政と社協が一体となり継続的に検討を進めている。

権利擁護等に関する取組について、市民後見人養成事業を通して、成年被後見人等の後見活動や市民目線での財産管理や身上監護等の生活支援体制の整備を図ることができる。

また、“地域住民による地域住民のための権利擁護活動”という、新しい地域福祉活動として今後社協が取り組んで行かなければならない分野であるとする。

事業を進める中で、行政と社協の責任・役割分担を明確にし、有機的連携を行うことにより、委託事業が“丸投げ”されることなく、社協のアイデンティティを発揮することにつながるのではないだろうか。

「社協は行政の下請け」と誤解されることもしばしばあるが、地域福祉を推進する団体としての使命を果たすために、行政と対等に協議しながら“地域福祉活動の活性化”を目指していくことが重要である。

アクションプランとの関連性

行政とのパートナーシップ

- 行政から相談を受け、これからの権利擁護のあり方について、行政と協議する場を設けている。
- 単に事業を引き受けるだけでなく、行政と社協の責任・役割分担を明確にし、連携・協働体制を構築している。
- 総合的な権利擁護の仕組みづくりに向けて、社協事業を関連付けながら、地域連携の在り方が検討されている。

『地域福祉計画・地域福祉活動計画策定を通じた行政とのパートナーシップ強化』

キーワード

地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定 ワーキングチーム
『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業

- A社協では、行政との協働により、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定（以下、計画）を行った。
- 計画策定にあたり、地域住民の福祉観、地域活動への参加状況等の実態を把握するため、まずは20歳以上2,000名に対し「住民アンケート」を実施した。次に、全まちづくり協議会で「地域懇談会」による意見交換会、福祉サービス事業所等に所属する専門職を対象にした「分野別課題調査」、当事者団体等を対象にした関係団体ヒアリング等の基礎調査を実施した。
- それらを踏まえ、当事者・家族、地域の組織・団体、行政各担当課、社協が参加するワークショップを開催。課題整理から課題解決のための方策と、その役割分担案について協議した。
- 第1回では、高齢、障害、児童、子育て、生活困窮、その他の分野に分かれ、基礎調査から導き出された各分野の意見をカテゴリーに分けて協議し、参加者が抱く意識や課題等を明らかにした。
- その上で、第2回以降は分野ごとに分けず、混合させ、「情報提供」、「地域支えあい」、「社会参加」、「公的支援」のグループに分け、取組内容や役割分担案等を協議。各グループが分野横断的に意見交換を行うことにより、それぞれの視点で、新たな支えあいの方策が提案された。
- これらの意見等を踏まえ、行政関係各課及び社協の協働による実務者会議として位置づけた「地域福祉推進ワーキングチーム会議」を設置。現状の福祉課題や生活問題の把握及び分析、抽出に努め、各行政福祉計画の中で社協に求めるものについて意見交換を行いながら、社協としてできることを本計画策定に反映させた。
- 策定後も計画推進に向け、行政と社協が同じ方向性を維持するため、「地域福祉推進ワーキングチーム会議」内に「課題別部会」を設置。主に①地域共生社会の体制検討部会、②地域の交通検討部会を設け、総合相談体制及び分野横断的な連携体制づくり、制度の狭間で起きる新たな課題への対応について、より具体的な実践につながるよう、計画的かつ継続的に検討が進められている。
- また、「『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業（①地域力強化推進事業、②多機関の協働による包括的支援体制構築事業）」に関して、行政とのパートナーシップのもと、社協が受託することとなり、相談支援包括化推進員の配置をはじめ、生活困難者（ひきこもり者含む）を支援する拠点として福祉生活支援室を設置し、小地域福祉活動を基盤とした課題解決力強化と包括的な相談支援体制の構築がスタートした。

計画策定の最大の効果は、行政との協働を通じて、社協が担うべき地域福祉ビジョンを示した上で、それを理解してもらい、地域福祉推進体制の基盤整備と課題解決のために2つの部会を立ち上げたことにある。

計画策定に伴い実施した地域懇談会・ヒアリングでは、「地域の行事や活動の様子や課題」、「近所づきあいの様子や課題」、「福祉サービスにつながる方法」、「福祉活動の充実のために」のテーマを設定し、地域住民等の思いを確認した。

地域住民や関係者等との協働作業を通じて把握した「声や地域の姿」から、①相談しやすい雰囲気づくり、②連携した支援ができる体制づくり、③孤立化を防ぐ地域づくり、④社会参加の意識づくりを基本目標として掲げ、オール地域の協働で作り上げていくことを明確にできた。

計画策定を通じ、国の動向を見据え、これから社協がやらなければならない事業等を社協職員間はもちろん、行政関係各課と共有することにより、社協に対する理解も今まで以上に得られ、それが補助金・委託金等の財源確保につながった。

大半の社協における補助金・委託金の状況は厳しいのではなかろうか。「行政とのパートナーシップ」とは、きちんと社協が「これだけは譲れない、これだけは社協がやる」ということに加え、社協の役割を明確にし、打ち出しながら、計画等の手段を用いて地域の様々な課題解決のための体制整備を図っていくことだと考える。このことは不可欠であるし、ここが築けない社協は、その存在意義が問われる可能性もある。

アクションプランとの関連性

行政とのパートナーシップ

- 行政と一体となって地域福祉計画を策定するにあたり、国の動向を見据え、これから社協がやらなければならない事業等について、社協職員間で共通認識をすすめ、行政の担当分野を越えた関係各課に対し、周知・共有している。
- 計画策定を進める中で、より計画的かつ継続的な連携・協働体制を構築するために、「地域福祉推進ワーキングチーム会議」内に「課題別部会」を設置している。
- 行政との協働により、これまで以上に社協に対する理解が得られ、我が事・丸ごとの地域づくり推進事業（地域力強化推進事業・多機関の協働による包括的支援体制構築事業）を受託することとなり、計画的かつ継続的に地域福祉の推進を図れるような必要な財源の確保につながっている。

「第2次アクションプラン」実践内容と事例集の関連性

※全社協「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストから取組ポイントを除いた項目を抜粋

1 アウトリーチの徹底			事例番号
(1) 小地域を単位にしたネットワークの構築			
1	①	民生委員・児童委員活動や福祉委員等との連携強化を図る。	①、②、⑪
	②	地域における日常的・継続的な見守り（支援活動）を広げ定着を図る。	
2	①	小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動等）、ふれあい・いきいきサロン等を推進する。	③、④
	②	小地域を単位にした地域問題の発見・相談支援のシステムを構築する。	
3	①	地域の実情に応じて、配達や訪問時に安否確認やニーズ把握等を行う企業や商店に協力いただくなど、地域関係者との新たな関係を構築する。	⑤、⑬
	②	地域協議会等の地域ニーズを把握し、広く関係者同士が対応を協議する場を活用する。	
(2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成			
1	①	アウトリーチを徹底するための基盤整備を図る。	①、③、④、⑩、⑪、⑭
	②	いずれの職員も自分の担当業務のなかで生活課題の発見と問題解決を意識し、必要に応じて支援のネットワークにつないでいる。	④、⑨、⑩、⑪、⑬
2	①	コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を確保・育成する。	⑨、⑩、⑪、⑭
	②	コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の量的・質的確保を図る。	
3	①	専門的なスキルを持つ有資格者を活用する。	⑨、⑪、⑫、⑬
	②	専門職等によるコミュニティソーシャルワーカーのネットワークを形成する。	⑪
4	①	必要に応じ福祉課題・生活課題を抱える世帯に対し、継続的な個別支援を実施する。	⑩、⑪
	②	一定の質が担保された人材による継続的な支援体制を構築する。	⑪
5	①	人材の確保・育成に向けモデル事業を実施する。	
	②	継続的・包括的（寄り添い型）支援の事業化を図り、全市域において展開する。	
(3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開			
1	①	在宅福祉サービス等の直接ケアを実施する職員が地域ニーズを把握できるようにする。	⑥
	②	新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスを展開する（新たなサービスの開発含む）。	

2-1 相談・支援体制の強化（総合相談の構築）			事例番号
(1) 相談窓口の統合化と職員のチーム対応力			
1	①	地域住民に対し相談窓口を広く知ってもらう（広報活動の実施）。	
	②	相談窓口が地域住民に広く知られ、誰もが気軽に活用できる。	
2	①	相談対応については利用者の利便性に配慮する。	
	②	利用しやすい相談窓口をつくる。	⑫
3	①	どのような住民からも相談が受けられる体制をつくる。	②、③、⑩、⑪、⑫
	②	社協の窓口に直接的に寄せられる相談に対して社協特有の機能、特性を生かして展開していく。	⑨、⑩、⑪
(2) 部門間横断の相談体制づくり			
1	①	社協内では部門横断、社協外では関係機関、行政等の関係者との連携を行う。	③、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫
	②	社協全体の取り組みとして部門間連携の強化を図る。	③、⑥、⑦、⑧
2	①	困難ケース等への対応については、広く関係者を招集し検討する。	
	②	組織全体で受け止め対応する組織体制を構築し困難ケースに対応する。	⑧、⑨、⑩
3	①	相談対応によって把握した地域ニーズに対応する新たな生活支援サービスの開発に向けて検討する。	⑨、⑪
	②	部門の統合化を図り常に新たな生活支援サービスが開発できる体制を構築している。	
2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）			事例番号
(1) 多様な生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施			
1	①	専門職と住民の協働による取り組みが重要となることについて住民の理解を得る。	①、②、③、④、⑤、⑦、⑪、⑬
	②	専門職と住民が協働する支援のネットワークが構築され、具体的な生活支援サービスや活動が広く展開される。	①、⑦
2	①	住民主体の福祉活動、生活支援サービスの拡充に向けて自主財源の確保等に関する課題について検討し、情報共有する。	
	②	多くの生活支援サービスや活動が民間財源等を活用しながら自主的かつ継続的に展開されている。	⑫
(2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応			
1	①	在宅福祉サービス部門が実施する要支援者に対するサービス提供については、地域づくりの視点に基づき行う。	⑥
	②	利用者のニーズに合わせて対応できる多様な生活支援サービスの開発・拡充を図る。	
2	①	住民と関係者による事例検討や協議の場等を設置し対応事例を蓄積する。	
	②	住民参加による事例検討会等を通じ、地域課題を把握しながら、地域づくりをすすめる。	
3	①	住民主体の地域活動を広く推進する。	
	②	生活支援サービスの開発・拡充に主体的にかかわる住民を増やす。	
(3) 住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施			
1	①	住民組織を含めた関係者が集い地域でのつながりを構築するための共同事業を実施する。	
	②	生活困窮者自立支援制度における自立支援プログラムの開発等を行う。	⑩
(4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応			
1	①	地域ニーズの把握と困難ケースへの対応に向け広く関係者との連携・協働の機会を設ける。	④、⑪、⑫、⑬
	②	地域や社協の状況に応じて地域協議会等を戦略的に活用する。	⑫、⑬
2	①	深刻な生活課題の解決に向けて地域住民も含めた地域のネットワークを形成する。	⑦、⑨
	②	包括的支援体制づくりに向け、各種相談機関の受託運営をする。	⑩、⑪
3	①	生活困窮者自立支援制度の事業を受託する。	⑩
	②	対象者の自立支援に向けて生活困窮者自立支援制度の事業をより効果的なものとする。	⑩
4	①	福祉や介護以外の他領域専門機関との連携を図る。	⑨
	②	「多職種横断的連携システム」を構築する。	

3 地域づくりのための活動基盤整備			事例番号
(1) 小地域における住民の福祉活動の組織化と活動拠点の整備 (小学校区程度)			
1	①	地域福祉推進基礎組織の設置をすすめる。	⑨
	②	小地域の福祉活動の計画と拠点づくりを行い小地域における住民の福祉活動を計画的かつ着実にすすめていく。	
2	①	住民同士の支え合いの仕組みづくりについて、モデル的な地区を指定し、できるところから取り組む。	③
	②	世代や分野を超えた全世代・全対象型の支援づくりをめざす。	
(2) 住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充			
1	①	住民参加による「自分たちのまちを考える」機会をつくる。	①、③、④、⑤、⑬
	②	福祉コミュニティづくりのために福祉活動に自ら参加する住民を増やす。	③、④、⑤
2	①	地域のボランティア・市民活動の実態を把握する。	
	②	地域活動の活性化と新たな参加団体(者)の創出を行う。	⑤
3	①	住民福祉活動の環境整備を行いながら活性化に向けた支援を行う。	①、③、④
	②	共同募金運動の仕組みを活用しながらより積極的な民間財源確保の醸成を行う。	
(3) 地域づくりに向けた人材確保・育成			
1	①-1	地域づくりのリーダーに求められる人材像を明確にする。	
	①-2	地域活動のキーマンの発掘と各種事業活動の参画に向けた働きかけを行う。	④、⑤
	②	地域づくり活動のリーダーの質を高め、量の拡大を図る。	
(4) 住民参加の促進と連携・協働の体制づくり			
1	①-1	さまざまな事業・活動において住民参加を意識し、連携・協働を心がける。	①、②、③、④、⑤、⑦、⑪
	①-2	ボランティア・市民活動センター等が中心となってプロジェクト事業等を企画・実施する。	
	②	住民同士の助け合いによる地域づくりを継続的に協議する仕組みを構築する。	
2	①	一部の人のための福祉教育活動ではなく、すべての人々にかかわる福祉教育活動を展開する。	
	②	福祉教育などに取り組みながら、住民が地域づくりにかかわる意義や目的を含め、意識の涵養と理解を深める。	④

4 行政とのパートナーシップ			事例番号
(１) 担当部門を越えた行政との連携強化			
1	①-1	行政関係者に社協の役割や社協職員の専門性を周知し、理解を得る。	⑤、⑪、⑫、⑭、⑮、⑯
	①-2	担当部門を越えた関係職員間で定期的な意見交換・情報交換の場づくりを行う。	⑯
	②	社協と行政との継続的な連携・協働体制を構築する。	⑯
(２) 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価			
1	①-1	社協の実施している事業に関して行政にも協力を得ながら積極的に広報する。	⑤
	①-2	地域福祉の推進に向けて住民の個人情報の取扱いについて、関係者を交えて検討し、共有する。	
	①-3	行政と一体となって地域福祉計画を策定する（必要な見直しを行う）。	⑯
2	①-1	総合相談・生活支援システムの構築に向け、行政と一体となって計画的かつ継続的に地域福祉の推進をすすめる。	⑤、⑯
	①-2	計画的かつ継続的に地域福祉の推進を図れるよう必要な財源を確保する。	⑯
(３) 権利擁護等に関する行政との取り組み強化			
1	①-1	これからの権利擁護のあり方について行政と協議する場を設ける。	⑮
	①-2	行政からの協力を得ながら、法人後見や市民後見人の養成等に関するモデル的な事業に取り組む（法人後見、市民後見人養成事業等の未実施社協）。	⑮
	①-3	行政と連携し総合的な権利擁護の仕組みづくりに向けて検討を行う。	⑮
2	①-1	行政と連携し、総合的な権利擁護体制を構築する。	
	①-2	市民後見人の活動を支援する。	
	①-3	成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関となる。	

参 考 資 料



市町村社協委員会 委員名簿

任期：(自) 平成28年11月 1日
(至) 平成30年10月31日

	氏 名	所属団体名・役職名	備 考
委 員 長	川 地 東洋男	久留米市社会福祉協議会会長	
副委員長	村 上 曙 生	嘉麻市社会福祉協議会会長	
委 員	友 廣 英 司	春日市社会福祉協議会会長	
//	矢 野 徹	筑前町社会福祉協議会会長	平成29年 6月 22日から
//	飯 田 潤一郎	広川町社会福祉協議会会長	
//	鈴 木 清 吾	芦屋町社会福祉協議会会長	
//	村 山 浩一郎	福岡県立大学人間社会学部准教授	専門委員会委員長
//	福 山 直 樹	苅田町社会福祉協議会事務局長	専門委員会副委員長
//	高 橋 敬	福岡県社会福祉協議会常務理事	平成29年 4月 1日から

市町村社協委員会 専門委員会委員名簿

任期：(自) 平成29年 2月 1日
(至) 平成30年10月31日

	氏 名	所属団体名・役職名	備 考
委 員 長	村 山 浩一郎	福岡県立大学人間社会学部准教授	
副委員長	福 山 直 樹	苅田町社会福祉協議会事務局長	
委 員	山 崎 数 彦	糸島市社会福祉協議会事務局長	
//	木 山 淳 一	嘉麻市社会福祉協議会事務局長	
//	内 田 勉	大牟田市社会福祉協議会事務局長	
//	安 部 知 彦	芦屋町社会福祉協議会事務局長	
//	多 田 祐 二	古賀市社会福祉協議会 総務地域課 地域係長	
//	木 村 育 英	八女市社会福祉協議会 福祉課 地域福祉係長	
//	堀 圭 介	福岡県社会福祉協議会地域福祉部長	平成29年 4月 1日から

市町村社協委員会 専門委員会 検討経過

【平成28年度】

日程	委員会名	主な内容
平成29年 1月20日	第1回市町村社協委員会	・ 正副委員長選任 ・ 委員会での検討内容（テーマ） ・ 検討の進め方と専門委員会設置の承認
3月8日	第1回専門委員会	・ 正副委員長選任 ・ 検討内容（テーマ）及び今後の進め方

【平成29年度】

日程	委員会名	主な内容
5月12日	第2回専門委員会	・ 検討内容（テーマ）及び今後の進め方
平成30年 1月12日	第3回専門委員会	・ 検討内容（テーマ）及び今後の進め方
3月14日	第4回専門委員会	・ 社協に対する調査内容の検討
3月27日	第2回市町村社協委員会	・ 専門委員会における検討状況報告

【平成30年度】

日程	委員会名	主な内容
4月10日～ 5月10日	市町村社協委員会 専門委員会での検討に資する調査の実施	
5月21日	第5回専門委員会	・ 各社協の調査回答と今後の作業
7月2日	第6回専門委員会	・ 調査結果に基づくヒアリング先の検討
8月～9月	該当社協へのヒアリング調査の実施	
9月20日	第7回専門委員会	・ 成果物の作成に向けた検討
10月26日	第8回専門委員会	・ これからの地域福祉推進体制に向けた社協活動事例（ヒント集）（案）の検討
10月30日	第3回市町村社協委員会	・ これからの地域福祉推進体制に向けた社協活動事例（ヒント集）（案）の提示

地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

I 基本的な考え方

- 全社協・地域福祉推進委員会は、『社協・生活支援活動強化方針(行動宣言と第2次アクションプラン)』(平成29年5月改訂、以下「強化方針」)をとりまとめ、今日の地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社会福祉協議会(以下、社協)の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を改めて提示したところです。
- 「強化方針」は、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」に向けた各社協の事業・活動をすすめるためのアクションプランとして、「1.アウトリーチの徹底」、「2.相談・支援体制の強化」、「3.地域づくりのための活動基盤整備」、「4.行政とのパートナーシップ」を掲げ、各社協の地域性と地域の生活課題等及び事業・活動の現状とともに、地域づくりのための事業・活動の展開などの社協本来の役割を踏まえた取り組みのさらなる推進を図ることを目指しています。
- 今般、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正とともに、これらを具体化する観点からとりまとめられた地域力強化検討会の中間とりまとめ及び最終とりまとめ等を踏まえ、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」及び関係通知が示されました。今後、各自治体において地域共生社会の実現に向けた施策がすすめられることとなります。

1.「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」

【平成29年12月12日、厚生労働省告示第355号】(以下、「指針」)

2.「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

【平成29年12月12日、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知】

(以下、「通知」)

※「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を含む
(以下、「計画策定ガイドライン」)

- 国は今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけ、社会福祉法等において住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することなどが示されています。
- その体制づくりの中心的な機関は、社協のほか、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援機関など、各福祉制度における相談・支援機関とされています。このことは社協の役割と具体的な事業・活動への期待が一層高まっているといえる一方で、地域福祉の中核的な組織の担い手が社協に限定されるものではなくなる可能性を含んでいます。
- 今後、各社協においては、それぞれが目指す地域づくりとともに社協の事業・活動の方向性と果たすべき役割を改めて確認することが重要です。各自治体において展開される地域共生社会の実現に向けた施策・制度に主体的かつ積極的にかかわり、既存の事業・活動の活性化やさらなる展開、また、新規事業の受託・実施に結びつけていくという視点が必要になります。

- しかしながら、地域共生社会の実現のために社会福祉法の改正とそれを具体化する指針と通知が発出されたとしても、これまで行政、民間を問わず世代別・分野別に縦割りに提供・実施されてきた福祉サービスや事業・活動が、にわかに全世代・全対象型に転換するとは限りません。
- このため、各自治体での庁内連携による包括的な取り組みの実施について社協所管課等を通じ働きかけるとともに、社協の事業・活動の蓄積とノウハウ、今後の事業・活動の展開に向けた考え方等を社協として整理し、各自治体に具体的に提案することが重要です。
- また、各地域での取り組みにあたっては、行政とのパートナーシップとともに、従来以上に地域の関係団体及び社会福祉法人・福祉施設との連携・協働が不可欠です。
- これら関係団体等に対して、高齢者、障害者、子どもなど対象者ごとに提供してきた福祉サービスや活動は、地域の生活課題・福祉課題にあわせて分野をまたがって総合的に提供していくことが必要であることを理解いただき、各地域での取り組みが推進されるよう関係団体等との連携・協働をすすめてください。
- 「指針」と「通知」及び「計画策定ガイドライン」と各自治体の施策状況等を的確に把握し、今後の地域づくりに向けた各社協における具体的な事業・活動を検討いただき展開してください。そのためにも各社協の中期計画、発展強化計画及び地域福祉活動計画の策定・改定についての理解と取り組みをお願いいたします。

II.「地域共生社会の実現に向けた指針」等を踏まえた「当面の取り組み課題」

- 改正社会福祉法及び「地域共生社会の実現に向けた指針」等を踏まえた、いわゆる「地域福祉の“施策化”」に向けた対応にあたっては、地域福祉の中核的な機能を果たしうる社協以外の主体と競いあうことになります。地域から寄せられる社協への期待と各社協を取り巻く経営環境の把握・分析をもとに、地域福祉の推進をリードするためには、さまざまな主体をコーディネートし、連携・協働して事業・活動を展開することがますます重要になります。
- 地域の生活課題の解決等に資する効果的な連携・協働をすすめるうえでは、社協自身がパートナーとしてふさわしい役割や機能を有することが不可欠となります。
- また、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者、地域住民のボランティア、その他の関係団体との連携及び、活動の支援も重要な役割となります。
- 地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けた「当面の取り組み課題」としては、以下の事項が考えられます。これらは、従来から社協が目指してきた、また、地域で担ってきた役割や事業・活動を改めて確認し、その再構築やさらなる展開を図るための実践課題でもあります。

1. 小地域(より身近な圏域)における住民主体による福祉活動の推進と支援
2. 市町村圏域における総合相談・生活支援体制の整備
3. 市町村圏域における取り組みを支援・拡充するための複数市町村域、都道府県域における総合相談・生活支援体制の整備

- 実践課題への具体的な対応にあたっては、社協での実践における中核的な機能を有する事業＝相談支援事業の実施が重要であり、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、障害者相談支援事業等の受託・実施について積極的な取り組みが必要です。
- 各社協での実践を踏まえると、明確なビジョンをもってこれらの相談支援事業を住民主体の地域福祉にかかわる事業・活動と関係づけながら適切に位置づけ実施すること、また、事業の実施を機に、組織体制や職員の役割分担の見直しを含めた局内の連携体制を構築することが、地域共生社会の実現に向けた社協としての取り組みのカギとなります。
- 事業・活動の再構築や展開を図るうえでは、「強化方針」等をもとに、地域福祉活動計画及び発展強化計画を策定・改定し、各社協が目指す地域づくりとそのための事業・活動を改めて明確にし、その実現に向けた取り組みを計画的に展開することが重要です。
- これらの取り組みを促進するためには、都道府県圏域内における広域的な事業・活動の検討・実施とともに、行政との協議や市区町村社協への情報提供及び協議の場の提供など、都道府県社協による市区町村社協への支援が必要です。

III. 「強化方針」及び「指針」等を踏まえた主な取り組み事項

- 「指針」等で掲げられ、今後施策として実施・展開される事業・活動等の内容は、本会「強化方針」で推進を図っている取り組みにつながるものです。
- 各社協における事業・活動の拡充や活性化、あるいは新たな取り組みにおいては、「指針等」と「強化方針」で推進している事項を踏まえ、地域福祉の施策化が目指す方向性と具体的な事業・活動との関係性を確認しながら取り組みをすすめることが重要です。
- 以下では、社会福祉法及び「指針」等で示されている内容に沿いながら、「強化方針」で推進している主な事業・活動を整理しました。あわせて、「計画策定ガイドライン」の改定等を踏まえた地域福祉活動計画等の策定・改定の考え方や留意点を整理しています。
- 地域共生社会の実現に向けた施策等への対応と各社協での事業・活動の具体化においては、これらを参考として、「強化方針」を推進する観点からも重点的に取り組みを検討・実施してください。
- 今後の取り組みにおいては、国や自治体の制度・施策の動向を適確に把握するとともに、各社協におけるこれまでの実践・ノウハウの蓄積と事業・活動の実施・到達状況の評価分析をもとに、組織及び事業・活動の再構築、活性化を図っていくことが急務となっています。
- 重要なのは、各社協がこれまでの実践を振り返りながら、今後の地域のあり方(目指すべき地域の姿)や事業・活動等の展望を主体的に描くことであり、具体的な行動を実践として示していくことです。

1. 社会福祉法の改正及び「指針」等を踏まえ、「強化方針」をもとに社協が検討・展開すべき主な事業・活動

*強化方針で掲げる事項の詳細については、「強化方針」本文等を適宜ご参照ください。

社会福祉法及び「指針」に掲げられた 主な事項	社協が検討・展開すべき 主な事業・活動 (「強化方針」で掲げる事項)*
「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念 【法第4条第2項】 ○地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び、関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。	「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」 ○地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。 ○また、小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、社会福祉法人・福祉施設などの地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりをすすめることを提起している。
包括的な支援体制の整備 【法第106条の3】 ○市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。	上記を実現するために強化すべき行動(第2次アクションプラン) 1. アウトリーチの徹底 2. 相談・支援体制の強化 ◇総合相談体制の構築 ◇生活支援体制づくり 3. 相談・支援のための活動基盤整備 4. 行政とのパートナーシップ
(1)地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 【法第106条の3 第1項第1号】 ○地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業 ↓ ●地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ●地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ●地域住民等に対する研修の実施 ●地域の課題を地域で解決していくための財源	3. 地域づくりのための活動基盤整備 (1)小地域における住民福祉活動の組織と活動拠点の整備(小学校区程度) (2)住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充 (3)地域づくりに向けた人材確保・育成 (4)住民参加の連携・協働の体制づくり

(2)住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制【法第106条の3 第1項第2号】 ○地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業 ↓ ●地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 ●地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ●地域の関係者(民生委員児童委員等)等との連携による地域生活課題の早期把握 ●地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	1. アウトリーチの徹底 (1)小地域を単位にしたネットワークの構築 (2)コミュニティソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)の確保・育成 2. 相談・支援体制の強化(総合相談体制の構築) (1)相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上 (2)部所間横断の相談支援体制づくり (3)既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応
(3)主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制【法第106条の3 第1項第3号】 ○生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活 困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業 ↓ ●支援関係機関によるチーム支援 ●その際、協働の中核を担う機能が必要(社協等) ●支援に関する協議、検討の場 ●支援を必要とする者の早期把握 ●地域住民等との連携	1. アウトリーチの徹底 (3)新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開 2. 相談・支援体制の強化(生活支援体制づくり) (1)多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 (2)在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 (3)住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施
(4)市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援【法第108条】 ●単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築 ●都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等	都道府県・指定都市社協における市区町村が「強化方針」を具体化するための支援 ○市区町村社協への周知 ○市区町村社協版のアクションプランの見直し・策定の支援 ○市区町村社協版のアクションプランの実施状況の把握・評価 ○市区町村社協のモデル指定 ○事業推進のための委員会等の設置・運営 ○町村部での複数社協の協働、広域的な取り組みの促進・支援 等

2.「計画策定ガイドライン」の改定等を踏まえた地域福祉活動計画等の策定・改定

- 社会福祉法の改正(第107条)において、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉(支援)計画が福祉分野の「上位計画」として位置づけられ、その策定が努力義務化されました。
- 法改正を踏まえた計画策定ガイドラインの改定においては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」とともに「包括的な相談支援体制の整備に関する事項」等が盛り込まれています。
- また、福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置づけるなど、地域福祉計画の積極的活用も示されています。
- 市町村における包括的な相談支援体制の整備においては、地域の関係者が話しあい、共通認識をもちながら計画的に取り組むを図る必要があります。その際、地域福祉計画の策定過程を活用することが必要です。
- 改正社会福祉法による追加事項については、法施行日(平成30年4月1日)より地域福祉計画に記載されるべき内容であり、厚生労働省は各自治体に対して記載事項の追加に関する取り組みを依頼しています。
- 地域福祉(支援)計画の見直しを直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直しのタイミング(最長で改正法施行後3年程度以内を想定)において記載事項を追加するものとされており、今後、各自治体における計画の策定・改定がすすめられる予定です。
- 各社協においては、地域福祉(支援)計画及び地域福祉活動計画等の策定過程やその内容を一部共有化するなど、行政と社協の協働による計画づくりの実施・検討も含めて、自治体での地域福祉(支援)計画の検討スケジュール等を把握しつつ、各社協における計画策定・改定のスケジュール及びプロセスについて検討してください。
- 地域福祉活動計画等の策定・改定にあたっての行政との調整・協議等においては、行政の庁内連携体制を促進する視点で社協からアプローチすることも必要です。社協での計画の検討体制の構築にあたっては、社協内の「丸ごと」化を意識した取り組みを図る好機ととらえることが重要です。

IV.取り組みにあたっての留意点

- 地域共生社会の実現に向けた実践にあたっては、社協への期待と取り巻く環境を適切に把握するとともに、地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら、「強化方針」が目指す事業・活動等の具体化のための前提である、以下の取り組みが必要です。

1. 社協役職員の共通理解(局内連携体制づくり)
2. 職員育成の体制づくり
3. 活動財源の確保

*「強化方針」6 頁、「強化方策の具体化に向けた前提事項」参照。

- また、地域での全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築と具体的な事業・活動の推進においては、地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働が一層重要となります。

1. 社協役職員の共通理解(局内連携体制づくり)

- 各社協の事業・活動等の展開にあたっては、社協が具体的に「どのような地域を目指しているのか」、また、そのために「事業・活動等をどのようにすすめていくのか」、といった組織の使命やビジョンを改めて確認するとともに、役職員がこれらの共通理解をもって日々の業務・実践にあたることが重要です。
- 強化方針では、今後の事業・活動等に係る各社協独自のアクションプラン(行動計画)の策定、これと連動する発展強化計画や地域福祉活動計画の策定を推奨しています。行動計画では、組織の目標と組織として優先すべき事項、また、職員一人ひとりがなすべき事項等が明確になるよう工夫するとともに、実践にあたっては目的と実践について役職員の共通理解を図ることが不可欠です。
- また、組織の使命やビジョンと行動計画などは、事業・活動の基盤となる経営組織のあり方や局内連携体制づくりの拠り所ともなります。
- 地域での全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築と具体的な実践においては、推進主体である社協組織での部門間連携・多職種協働が必要であり、組織再編や各部門の役割・機能の再確認とともに、連携・協働手法の確立や支援検討の場づくりなどの局内連携体制の構築を図ります。

2. 職員育成の体制づくり

- 福祉・介護人材(以下、人材)の確保がますます難しくなっています。また、実践において必要となる専門性と知識・スキルが高まるなか、各社協では職員育成の体制づくりと定着のための取り組みなど、すべての職員にとって「働きやすく、やりがいの感じられる」職場づくりをすすめる必要があります。
- 働きやすく、やりがいの感じられる職場づくりは、組織力とともに各社協の職場としての魅力を高めるものであり、人材確保にもつながります。
- 人材の確保・育成・定着は、総合的かつ中長期的な視点での取り組みが必要です。それぞれの組織課題、地域性や雇用環境などに応じて、取り組みや工夫を柔軟かつ適切に組み合わせながら、各社協の経営責任のもとにすすめることが重要です。
- 具体的な取り組みにあたっては、全社協・政策委員会「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」(平成28年3月)なども参考としてください。
- 職員育成の体制づくりについては、強化方針において推奨する今後の事業・活動等に係る各社協独自のアクションプラン(行動計画)の策定等とあわせて、改めて計画的にすすめる必要があります。
- 例えば、各社協が目指す地域のあり方や事業・活動の推進において必要な職員像を改めて明確にするとともに、職員育成に関わる基本方針や研究計画の策定・見直し等により、計画的な研修や資格取得等のスキルアップの機会等の確保を図ります。

- また、日々の実践においては、具体的な実践を高める観点と職員育成の観点から、OJTの仕組みの充実、事業・活動のマネジメントとスーパービジョン体制を構築することが、複雑化・困難化する生活課題等へ社協として責任ある対応と支援をすすめるためにますます重要となります。

3. 活動財源の確保

- 活動財源の確保については、社協の財源構造が変わり、社協の事業・活動が広がりをみせるなかで、今後も事業の性質や内容を踏まえ、各事業に適した財源確保による推進が求められています。
- とくに住民主体の地域福祉活動のさらなる推進に向けて、地域の実情に応じた多様な財源(公費、民間財源)の活用による事業・活動のための財源の確保が今後の取り組みのポイントとなります。
- 公的財源のみならず、民間財源としての会費や寄付の募集が引き続き必要となります。単に金額の確保だけでなく、地域住民に対して解決が必要となる地域課題やニーズの理解と共感を得るプロセスが重要です。こうした取り組みにより参加と寄付の循環をつくりだすことが求められます。

《活用が考えられる主な公費財源》

- ◆ 「指針」では、地域の課題を地域で解決していくためには、そのための財源についても考える必要があるとし、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことや、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等を取り入れていくことも考えられるとしています。
- ◆ すでに、地域共生社会の実現に向けた「当面の改革工程」を踏まえた関係通知である「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」では、地域づくりに資する事業の一体的な実施と費用の活用に関する考え方が示されています。
- ◆ 今後、厚生労働省をはじめとして、国土交通省、文部科学省などの地域づくりに関係する制度・事業及び関係予算を各社協における事業・活動の展開に活用することも重要です。
- ◆ 地域づくりに関係する制度・事業及び予算の活用にあたっては、社協内の職員の名称や役割分担、専門職等の位置づけを改めて検討する必要があります。既存の役職名や制度上の名称にとらわれず、目指す事業・活動の実施において、各社協が組織として、各職員や専門職の担う役割・機能を明確に定め、適切に配置し、職員間の連携を図ることが必要です。

- ◇生活困窮者自立支援事業の受託及び、社協の事業・活動への適切な位置づけ・活用
- ◇介護保険関係財源(地域包括支援センター、生活支援コーディネーターの設置等)の受託及び、社協の全世代・全対象型の事業・活動への適切な位置づけ・活用
- ◇その他、障害者・児支援及び子ども子育て支援における相談支援機関の受託及び、社協の全世代・全対象型の事業・活動への適切な位置づけ・活用
- ◇日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用促進事業の積極的な展開及び、社協における地域福祉関係の事業・活動との連携、活用
- ◇「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業(国庫補助事業)の各自治体での受託の提案及び事業実施主体としての協働(受託)

参考) 地域共生社会の実現に向けた「当面の改革工程」を踏まえた関係通知
「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」(抜粋)

平成29年3月31日、厚生労働省課長通知

1 地域づくりに資する事業の一体実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業(予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。)について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。

なお、合理的な方法の例としては、以下①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

地域づくりに資する事業の一体的な実施として考えられる例

- 平成29年3月31日付で発出された通知(「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」)では、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業(予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。)について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、市区町村は、複数の事業を連携して一体的に実施することが出来る旨を明確化している。なお、下記は考えられる一例を参考までに示したものであり、事業実施に当たっては、各市区町村の実情等に応じて適切に実施する必要があることに留意する必要がある。

◎地域の社会資源を開発する人の配置(コーディネーター)

- 介護保険の生活支援コーディネーターの活動範囲を高齢者だけでなく、全ての世代の人を対象に拡大
- (1) 想定される国庫補助等事業等
- ・ 地域支援事業(介護保険制度):生活支援体制整備事業
 - ・ 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業:地域力強化推進事業
 - ・ 市区町村単独事業(コミュニティソーシャルワーカーの配置等)
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 雇用契約等に規定されている勤務時間数等によって按分する。
 - ・ 就学前児童数(6歳未満)、6～65歳未満の障害児・者数、高齢者数のそれぞれの割合により、按分する(例:就学前児童数および6～65歳未満の障害児・者数は市区町村単独事業、高齢者数は地域支援事業で対応)。

◎居住支援

- 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が円滑な入居ができるよう、住宅に関する情報提供、入居に関する相談支援、不動産関係団体等との連携による入居支援等の居住支援の取組を、対象者で区分せず一体的に実施
- (1) 想定される国庫補助等事業等
- ・ 地域支援事業(介護保険制度):地域自立生活支援事業
 - ・ 地域生活支援事業(障害者総合支援制度):住宅入居等支援事業
 - ・ 自立相談支援事業・居住支援事業(生活困窮者自立支援制度)
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 高齢者、障害者、生活困窮者(推定)数に応じて按分する。

◎権利擁護

- 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施について、高齢部門と障害部門を一本化して実施
- (1) 想定される国庫補助等事業等:
- ・ 地域生活支援事業等(障害者総合支援制度):
成年後見制度普及啓発事業
 - ・ 地域支援事業(介護保険制度):成年後見制度利用支援事業
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 認知症高齢者数、知的障害者・精神障害者数に応じて按分する。
- 市民後見人等の養成事業について、高齢部門と障害部門を一本化して実施
- (1) 想定される国庫補助等事業
- ・ 地域生活支援事業(障害者総合支援制度):
成年後見制度法人後見支援事業
 - ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分):権利擁護人材育成事業
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 認知症高齢者数、知的障害者・精神障害者数に応じて按分する。

◎子どもの学習支援

- 小中学生に対して放課後に行う学習支援事業について、対象者を保護者の収入等で限定せず、同一の場所・同一の時間に実施
- (1) 想定される国庫補助等事業等
- ・ 学習支援事業(生活困窮者自立支援制度)
 - ・ 子どもの生活・学習支援事業(ひとり親家庭支援)
 - ・ 地域学校協働活動推進事業(文部科学省)
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
- ・ 就学援助率等を用いて按分する。

地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議

(平成29年9月25日) 資料・抜粋

4. 地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働

～社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策～

- 地域での全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築と具体的な事業・活動の推進においては、地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働が必要です。
- 社会福祉法人である社協とともに社会福祉法人・福祉施設等においては、その責務である「地域における公益的な活動」の実施などを通じて、特定の社会福祉事業の領域にとどまることなく、さまざまな地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。
- 「地域における公益的な活動」等をつうじた、社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働の強化は、社協が総合相談等で受け止めた生活課題等への具体的な支援の拡大(個別支援の向上)や把握した地域の課題等の解決力の向上に資するものです。また、地域福祉を推進するための事業・活動に関する専門性の向上や財源の確保・有効活用などにつながります。
- 社協が目指す地域づくりや把握した地域の生活課題等を提起しながら、地域の社会福祉法人が一丸となって「地域における公益的な活動」等の実施、活性化や展開が図られるよう、地域の社会福祉法人・福祉施設等に対して社協から積極的に働きかけることが必要です。
- 社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働を進めるうえでは、社協の事業・活動と把握している地域の課題等をもとに、具体的な働きかけと協議をすすめてください。
- 多様化・深刻化する地域の生活課題の解決に向けて、総合的かつ継続的に取り組むことができるよう、地域福祉推進委員会「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」(平成28年8月12日)で提案した実践等について、各社協での検討・実施を改めてお願いします。

参考) 地域共生社会の実現に向けた「当面の改革工程」を踏まえた関係通知

「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」(抜粋) 平成29年3月31日、厚生労働省課長通知

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するためには、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが重要です。そして、福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組んでいただくことが求められます。

◇ 各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

◇ 一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。

平成30年度 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)
	入院保険金日額		6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ	
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	

年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

● 後遺障害も
フルカバーなので
安心です!!

保険金をお支払いする主な場合

- ・清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- ・活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- ・活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- ・家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。(賠償責任の補償)
- ・自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動や
ボランティア活動の
さまざまな行事における
ケガ、賠償(主催者責任)
を補償!!

保険金額

A・B・C プラン共通 (A・B・Cプラン共に熱中症危険補償特約セット)

保険金の種類		補償内容
ケガの補償	死亡保険金	400万円
	後遺障害保険金	400万円(限度額)
	入院保険金日額	3,500円
	手術 保険金	入院中の手術 35,000円
		外来の手術 17,500円
	通院保険金日額	2,200円
賠償責任の補償	対人事故	1名・1事故 2億円(限度額)
	対物事故	1事故 1,000万円(限度額)

※賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類ごとに適用されます。

保険料(1名あたり)

※詳しい内容は、パンフレットをご覧ください。

A プラン (宿泊を伴わない行事)		
A1の行事	A2の行事	A3の行事
1日 28円 (最低保険料 560円)	1日 126円 (最低保険料 2,520円)	1日 248円 (最低保険料 4,960円)
B プラン (宿泊を伴う行事)		
1泊2日(2日間)	2泊3日(3日間)	295円
C プラン (宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない行事)		
A1の行事		
1日 28円(最低保険料 560円)		

送迎サービス補償

(傷害保険)

- ◆ 送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定期間費用保険(オプション))

- ◆ ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

これからの社協の取組を考えるために
～ちょっとした工夫・視点を変えるだけで～

平成31年2月

(編集・発行者)

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
市町村社協委員会 専門委員会

〒816-0804 福岡県春日市原町 3-1-7
TEL 092-584-3377 FAX 092-584-3369